

甲斐市議会 予算審査特別委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年3月15日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（16名）

委員長	内藤久歳君	副委員長	金丸幸司君
	若尾彰子君		安倍健治君
	保坂康君		樋口孝之君
	加藤敬徳君		谷口和男君
	秋山照雄君		清水和弘君
	滝川美幸君		金丸寛君
	小澤重則君		松井豊君
	長谷部集君		藤原正夫君

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議長 赤澤厚君

説明のため出席した者の職氏名

福祉部長	飯沼秀司君	産業振興部長	白神忠広君
公営企業部長	梅原剛君	環境課長	望月新路君
商工観光課長	久保欽一君	上下水道業務課長	寺島信君
上下水道工務課長	中澤一昭君	環境保全係長	根津秀樹君
長寿あんしん係長	中込浩司君	介護保険係長	川上恵美君
介護予防推進係長	八巻千寿子君	介護認定審査会係長	伊藤潤君
企業誘致係長	藤田充君	上下水道総務係長	藤井亮一君

下水道総務係	松井 崇 君	経理徴収係長	八 卷 加 奈 君
下水道施設係	深 澤 勇 也 君	下水道施設係長	櫻 田 隆 樹 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	山 岡 広 司	書 記	池 上 恵
書 記	深 澤 隼 人		

審査内容

- 1 議案第49号 令和6年度甲斐市介護保険特別会計予算
- 2 議案第50号 令和6年度甲斐市介護サービス特別会計予算
- 3 議案第53号 令和6年度甲斐市宅地開発事業特別会計予算
- 4 議案第51号 令和6年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計予算
- 5 議案第52号 令和6年度甲斐市農業集落排水事業特別会計予算
- 6 議案第54号 令和6年度甲斐市水道事業会計予算
- 7 議案第55号 令和6年度甲斐市簡易水道事業会計予算
- 8 議案第56号 令和6年度甲斐市下水道事業会計予算
- 9 議案第57号 令和6年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計予算

開会 午前 9時28分

○書記（深澤隼人君） おはようございます。

ただいまから、予算審査特別委員会を始めさせていただきます。

それでは、委員長挨拶、内藤委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 改めまして、おはようございます。

ご参集、大変ご苦労さまでございます。

今日はビッグニュースといいますか、皆さんご存じだと思いますけれども、ここで言っているかどうか分かりませんが、大谷選手のパートナーが初めて画面に出てきたということで、全世界的に興味のある案件なので、あえて言わせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

今日は最終日ということで、4日間本当にご苦労さまでした。今日は仕上げの日になると思いますので、ぜひ最後まで慎重審議をお願い申し上げます。また、当局の皆さんにおかれましては、分かりやすく丁寧な説明をお願い申し上げます。

それでは始めたいと思いますので、皆様方、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は15名です。定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会いたします。

なお、また、松井委員は遅刻の旨の連絡がありましたので、報告をいたします。

○委員長（内藤久歳君） 本日は、5つの特別会計と4つの企業会計の審査となります。

審査に当たり、質疑は一問一答で簡潔にお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

歳入、予算説明書、歳出は参考資料ナンバー5となります。

初めに、議案第49号 令和6年度甲斐市介護保険特別会計予算を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入一括、歳出一括で行います。

それでは、審査に入ります。

初めに、歳入について、一括で説明を求めます。

飯沼福祉部長。

○福祉部長（飯沼秀司君） 改めまして、おはようございます。大変お疲れさまでございます。

本来であれば、保坂課長が説明をさせていただくところでございますが、本日、保坂長寿推進課長、体調不良のため出席することができませんので、代わりまして、私から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、長寿推進課所管の議案第49号 令和6年度甲斐市介護保険特別会計予算の内容についてご説明させていただきます。

議案書の153ページをお願いいたします。

令和6年度甲斐市介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億7,890万8,000円と定めるものでございます。

それでは、初めに予算説明書により歳入の説明をさせていただきます。

説明書の204ページ、205ページをお願いいたします。

介護保険特別会計予算につきましては、歳出の9割以上を占めております介護給付、介護予防給付費などの歳出を見込み、それに対する歳入として、国・県・市の一定の比率による公費負担のほか、65歳以上の第1号被保険者、また、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料が主な歳入の財源となります。

それでは、個々にご説明申し上げます。

1款1項保険料、1目第1号被保険者保険料、予算額11億8,814万1,000円は、第1号被保険者に係る現年度分特別徴収及び普通徴収保険料並びに滞納繰越分保険料であります。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、予算額1,348万3,000円は、介護認定審査会に係る経費のうち、甲斐市を除く中央市、昭和町からの負担金で、内訳は中央市763万7,000円、昭和町584万6,000円であります。

3款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、予算額5万円は、過年度分の保険料未納者に対する督促手数料であります。

2目介護予防事業手数料、予算額57万8,000円は、訪問型・通所型の介護予防サービス手数料及び介護予防教室などに係る利用手数料であります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、予算額9億812万5,000円は、介護給付費に対する現年度及び過年度分の国負担金であります。

2項国庫補助金、1目調整交付金、予算額8,438万7,000円は、介護給付費に係る国の調整交付金であります。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算額2,477万2,000円

は、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に係る国の交付金であります。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、予算額2,578万円は、地域支援事業の包括的支援事業・任意事業に係る国の交付金であります。

7目保険者機能強化推進交付金、予算額522万3,000円は、市町村の高齢者に対する自立支援、介護予防、重度化防止や給付費の適正化に資する取組の実施状況に応じ交付されるものであります。

8目介護保険保険者努力支援交付金、予算額611万6,000円は、介護予防、健康づくり等に資する取組を支援するため、実施状況に応じ交付されるものであります。

206ページ、207ページをお願いいたします。

5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、予算額12億9,457万5,000円は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料について、社会保険診療報酬支払基金から保険者である市に対して交付される現年度及び過年度分の交付金であります。

2目地域支援事業支援交付金、予算額2,675万4,000円は、地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業に対する支払基金交付金であります。

6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、予算額6億5,016万円は、介護給付費に係る現年度及び過年度分の県負担金であります。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算額1,238万6,000円は、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に対する県交付金であります。

2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、予算額1,289万円は、地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業に対する県交付金であります。

次に、7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、予算額26万1,000円は、介護保険給付費支払準備基金の利子であります。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、予算額5億9,934万円は、介護給付費に係る市負担分であります。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算額1,238万6,000円は、地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業に係る市負担分であります。

3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）、予算額1,289万円は、地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業に係る市負担分であります。

4目低所得者保険料軽減繰入金、予算額5,952万円は、第1号被保険者保険料の14の所得

段階区分のうち、第1段階から第3段階の区分の方の保険料の軽減分を国・県・市が割合に応じて負担しており、その繰入金であります。

なお、今般の条例改正に伴いまして、令和6年度から所得段階が11段階から14段階に変更となっております。

208ページ、209ページをお願いいたします。

5目その他一般会計繰入金、予算額1億296万円は、介護保険係職員の給与及び2市1町で共同設置しております介護認定審査会における甲斐市の負担分及び保険料の賦課徴収や一般事務に係る繰入金であります。

2項基金繰入金、1目介護保険給付準備基金繰入金、予算額3,812万6,000円は、介護保険給付費支払準備基金からの繰入金であります。

最後に、9款1項1目繰越金から10款諸収入、2項1目雑入まで予算額1,000円は、存置で計上しております。

歳入の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。所管は厚生環境常任委員会です。

質疑はございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 1点お願いします。

条例の改正や保険料の変更があると思うんですけれども、介護保険は歳出を先に見込んで、そこから歳入を決めていくという前提があって、今説明を聞いたんですけれども、どうもこの令和6年度の歳入の総額が2億5,000万円近く減っている理由がちょっとよく分からなくて、そのあたりをもう少し解説をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 飯沼福祉部長。

○福祉部長（飯沼秀司君） お答えいたします。

令和5年度の当初予算には施設整備の国の補助金が入っておりまして、そちらのほうは看護小規模多機能型居宅介護施設整備、それから地域密着型の特養老人ホーム、こちらの予算が入っていましたが、令和6年度はその予算がございませんので、そういった関係もありまして減額となっております。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） ほかに。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 施設の整備、第9期の中では整備予定は入っているんですね。それが、まだ今年度は入札するから計上されていないということなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込係長。

○長寿あんしん係長（中込浩司君） お答えします。

ただいまご質問いただいた件につきましては、第8期の中で公募によって事業者が決まったもので、今般、令和6年度への繰越明許をお願いさせていただいた案件ではないかと思われれます。令和6年度につきましては、確かにご指摘のとおり、関連する補助金は計上しておりませんが、今後もし何かしらの施設を整備することとなった場合、そして補助金を要することとなった場合については補正対応等をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） 国庫補助金のほうで、事業に対しての補助金という形で、事業があれば補助金が出るというような今多分そういう説明だったと思うんですけども、これが前年より少しは減っているんですけども、この辺をもっともっというろいろな形で取組をしていくような考え方はあるんでしょうか。その辺をお聞きします。

○委員長（内藤久歳君） 飯沼部長。

○福祉部長（飯沼秀司君） お答えいたします。

先ほどの施設整備を予算計上すればかなりの予算が増えるわけなんですけれども、今年度末、今作成をしている次期計画におきましては、令和6年度から令和8年度までの3年間で特別養護老人ホームを1施設整備する予定ということで計画のほうを作成しております、そちらにつきましては、令和8年度の完成を見込んで計画のほうを作成しておりますので、その時点では予算のほうは増えると思います。

また、あと先ほど説明をさせていただきましたけれども、ほとんどの多数が介護給付の費用になりますので、こちらは高齢化に伴いまして年々増加している状況でございますので、そちらのほうがちよっと増えるということが懸念されるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

金丸副委員長。

○委員（金丸幸司君） ちょっと1点。

先ほどの介護認定の区分が拡大というか、11から今度14でしたか。その今回変わるというものの背景というか、経緯というか、何でかというか、ちょっとその辺を教えてくださいたいんですけども。

○委員長（内藤久歳君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） お答えします。

今回、介護保険の計画で3年間新しい計画を見直すわけなんですけれども、国のほうで所得の段階を13段階まで引き上げるということで設定をされまして、それに伴って甲斐市でも検討させていただきまして、所得の段階を高所得の方に少し負担をしていただくということで、国は13段階なんですけれども、市としては14段階まで設けまして、今回設定をさせていただいた次第でございます。

○委員長（内藤久歳君） いいですか、よろしいですか、金丸委員。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 先ほど第9期で特別養護老人ホーム、これは建設するということがあったんですけども、第8期では看護多機能小規模事業所と定期訪問随時対応型の看護事業所、それを1個ずつ造るということであったと思うんですけども、第9期ではそれはないのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） 第9期の介護保険計画では、その予定はございません。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 今、施設造るということなんですけれども、国としては在宅での支援を進めるということで聞いているんですが、施設だけ造って、その訪問型のを造らないというのは、それは何か借りているという認識なんですか。

○委員長（内藤久歳君） 飯沼部長。

○福祉部長（飯沼秀司君） お答えいたします。

特別養護老人ホームにつきましては、待機者がいるということで建設を予定しているところなんですけれども、看護多機能ですとかそういったものについては、建設をしたものが既

にあるんですけれども、そこで定員に達していないような状況でございます。そんなことも考慮しまして、今回は見送ったということでございます。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、所管の質疑を終了いたします。

次に、所管以外の質疑を受けます。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、所管以外の質疑を終了いたします。

次に、歳出について、一括で説明を求めます。

飯沼福祉部長。

○福祉部長（飯沼秀司君） 引き続きまして、お願いいたします。

続きまして、歳出の内容につきましてご説明させていただきます。

予算説明書は210ページ、211ページから、予算参考資料は10ページをお願いいたします。

説明は、予算参考資料によりましてさせていただきます。

それでは、始めさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、ナンバー01総務管理関係職員費、予算額5,013万7,000円は、介護保険係職員7人分の人件費であります。

なお、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金でございます。

ナンバー03事務諸費、予算額242万1,000円は、介護保険制度の周知用パンフレット、介護保険証の印刷等の事務費のほか、各種給付関連通知等の郵送料などであります。

財源内訳のその他は、一般会計からの繰入金でございます。

2 目ナンバー01連合会負担金、予算額106万6,000円は、国保連合会へ保険給付費等の審査支払事務を委託しておりますが、その事務に係る共同電算処理事務手数料でございます。

財源内訳のその他は一般会計からの繰入金であります。

2 項徴収費、1 目ナンバー01賦課徴収費、予算額685万2,000円は、第1号被保険者に係る賦課徴収経費で、保険料の通知書や督促状の印刷、発送に係る郵送料等の経費であります。

財源内訳のその他は一般会計からの繰入金であります。

ナンバー02賦課徴収関係会計年度任用職員等費、予算額235万5,000円は、徴収嘱託職員

1名分の人件費で、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金及び督促手数料でございます。

11ページをお願いいたします。

3項1目ナンバー01認定調査等費、予算額1,902万7,000円は、介護認定の新規申請・更新申請等に基づき、申請者の心身の状態等の状況や生活状況などを確認する訪問調査員の報酬、訪問調査委託料のほか、認定調査に係る事務費、主治医意見書作成に係る経費及び通知等の郵送料であります。

なお、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金でございます。

4項1目介護認定審査会費、ナンバー01介護認定審査会関係職員費、予算額1,481万4,000円は、甲斐市、中央市、昭和町で共同設置しております介護認定審査会へ勤務する甲斐市正職員2名分の人件費であります。認定審査会の係長職は、2市1町による輪番制を取っておりますが、令和6年度、令和7年度の2年間は甲斐市職員が審査会へ出向いたします。

なお、財源内訳のその他は、中央市、昭和町からの認定審査会共同設置負担金と一般会計からの繰入金でございます。

ナンバー03介護認定審査会費、予算額1,982万1,000円は、介護認定審査会委員20人分の報酬並びに介護認定審査会の運営に係る事務費等であります。

財源内訳のその他は、中央市、昭和町からの負担金と一般会計からの繰入金であります。

12ページをお願いいたします。

次に、2款の保険給付費の財源について説明させていただきます。

介護給付費、予防給付などに必要な費用の50%は、国・県・市の各負担割合による公費で賄われ、残りの50%は、65歳以上の第1号被保険者の保険料、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で賄われております。

この後ご説明いたします各事業の財源内訳欄のうち、国・県支出金の欄は国負担分が25%、県負担分が12.5%で、公費負担50%のうち合計の37.5%が原則計上されております。また、その他の欄につきましては、公費50%のうちの市負担分12.5%と、第2号被保険者の保険料、低所得者保険料軽減負担の一般会計からの繰入金の合計でございます。一般財源の欄は、第1号被保険者の保険料となっております。

それでは、各事業についてご説明申し上げます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費は、要介護1から5までの要介護認定者の方が、在宅や短期入所施設などにおいて利用する介護サービスに係る給付費であります。

ナンバー01居宅介護サービス等給付費、予算額21億5,040万円は、訪問サービス、通所サービス、短期入所サービス等の利用に対する給付費であります。

ナンバー02居宅介護福祉用具購入等費、予算額465万4,000円は、入浴補助用具、ポータブルトイレなどの福祉用具の購入に対する給付費であります。

ナンバー03居宅介護住宅改修等費、予算額1,101万6,000円は、廊下や階段等へ手すりやスロープの設置、また、段差の解消等、住宅改修に係る給付費でございます。

2目ナンバー01地域密着型介護サービス等給付費、予算額10億6,968万円は、自宅などの住み慣れた地域において気軽に利用できる各種サービスに関する給付費で、認知症対応型共同介護施設、地域密着型介護老人保健施設などのサービスに係る給付費でございます。

13ページをお願いいたします。

3目ナンバー01施設介護サービス給付費、予算額9億1,332万円は、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設などの入所に係るサービス給付費であります。

4目ナンバー01居宅介護サービス計画給付費、予算額2億9,784万円は、居宅介護サービス計画作成に係る給付費であります。

14ページをお願いいたします。

次に、2項介護予防サービス等諸費は、介護度が要支援1、要支援2の要支援者が、在宅や通所において利用する介護サービスに係る給付費でございます。

1目ナンバー01介護予防サービス等給付費、予算額7,203万6,000円は、訪問サービス、通所サービス、短期入所サービスなどに係る給付費でございます。

ナンバー02介護予防福祉用具購入等費、予算額86万円は、福祉用具の購入に係る給付費でございます。

ナンバー03介護予防住宅改修費、予算額468万円は、手すり・スロープの設置など住宅改修に係る給付費でございます。

2目ナンバー01地域密着型介護予防サービス等給付費、予算額81万6,000円は、小規模多機能型居宅介護施設の利用に伴う給付費でございます。

3目ナンバー01介護予防サービス計画等給付費、予算額1,478万4,000円は、要支援認定者の介護予防サービス計画作成に係る給付費でございます。

15ページをお願いいたします。

3項その他諸費、1目ナンバー01審査支払手数料、予算額640万1,000円は、介護報酬の審査に伴う国保連合会への審査支払手数料でございます。

4項高額介護サービス等費、1目ナンバー01高額介護サービス費、予算額9,560万円は、要介護1から要介護5までの要介護認定者が1か月の間に利用した介護サービスに係る自己負担額の合計が所得ごとに決められた上限額を超え高額になった場合、その差額分を給付するものでございます。

2目ナンバー01高額介護予防サービス費、予算額18万円は、要支援1、要支援2の認定者に係るもので、内容は先ほどの高額介護サービス費の給付内容と同様となります。

16ページをお願いいたします。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目ナンバー01高額医療合算介護サービス費、予算額1,746万4,000円は、要介護認定者に係る医療及び介護の1年間の自己負担額の合計が所得ごとに決められた上限を超えた場合、差額を給付するものでございます。

2目ナンバー01高額医療合算介護予防サービス費、予算額13万4,000円は、要支援1、要支援2の要支援認定者に係るもので、内容は先ほどの高額医療合算介護サービス費と同様となります。

17ページをお願いいたします。

7項特定入所者介護サービス等費、1目ナンバー01特定入所者介護サービス費、予算額1億3,466万4,000円は、要介護認定者の施設入所者で低所得の方の負担軽減のため、食費及び居宅費の軽減を図るための給付費でございます。

2目ナンバー01特定入所者支援サービス費、予算額19万2,000円は、要支援1、要支援2の要支援認定者に係るもので、内容は先ほどの特定入所者介護サービス費の給付内容と同様でございます。

18ページをお願いいたします。

続きまして、3款地域支援事業費は、高齢者が居住する地域においてできる限り自立した生活を送れるよう支援を行い、要介護状態にならないための予防や改善対策等を図るため実施する事業でございます。

また、3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援総合事業費の財源内訳につきましては、国・県・市及び第2号被保険者の保険料並びに第1号被保険者の保険料の各負担割合により予算額を積算し計上しております。

それでは、説明させていただきます。

1項、介護予防生活支援総合事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費、ナンバー01訪問型サービス事業、予算額2,548万7,000円、事業概要欄の訪問介護相当は、本人が自

力で行うことが困難な掃除や買物、洗濯などの家事を支援するための事業でございます。

その下の訪問型サービスAは、調理や食材の確保、洗濯などの日常生活上における生活支援を受け、自立を目指すための事業でございます。

その下の訪問型サービスCは、専門職が自宅を訪問し、課題に応じたリハビリ等を短期集中的に実施をいたしまして、生活機能の維持・向上を図るための事業でございます。

ナンバー02通所型サービス事業、予算額4,568万円、事業概要欄の通所介護相当は、介護予防を目的に、通所介護事業所において入浴や食事の提供など日常生活の世話をを行うほか、体操やレクリエーション等の実施など機能訓練を行う事業でございます。

次の通所型サービスAは、自宅などにおける閉じ籠もりを予防するため、体操やレクリエーション及び仲間づくりなどの活動を行う事業でございます。

次に、通所型サービスCは、リハビリ専門職による筋力向上訓練を行い、身体機能の改善を図るための事業でございます。

ナンバー03生活支援サービス事業、予算額47万1,000円は、総合事業として実施する配食サービス1,560食分に係る経費で、要支援1、要支援2の認定を受けた方、また、基本チェックリストにおいて該当となった方を対象としております。

なお、この生活支援サービス事業で対象とならなかった方につきましては、この後ご説明いたします任意事業で実施する配食サービスで対応をしております。

ナンバー04介護予防ケアマネジメント事業、予算額1,030万3,000円は、総合事業のみを利用する要支援者及び基本チェックリストにおいて該当になった方のケアプラン作成に係る経費でございます。

19ページをお願いいたします。

2目一般介護予防事業費、ナンバー02一般介護予防事業は、65歳以上の方を対象に、介護予防に関する知識等の普及啓発や、体操教室等を開催する介護予防活動や地域の活動支援等の取組を実施している事業でございます。

①介護予防普及啓発事業、予算額388万2,000円は、いきいき健康体操教室5教室の開催及びらくらくかんたん運動教室9教室の開催のための経費でございます。

なお、昨年度実施しておりました介護予防認知症予防教室40教室でございましたけれども、こちらにつきましては、予算参考資料9ページの今年度の一般会計の新規事業としてご説明させていただきました高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において実施をしております。

次に、②地域介護予防活動支援事業、予算額878万8,000円は、地域介護予防活動支援事業の講師派遣費用をはじめ、いきいきサロンに対する支援及び高齢者運動会やいきいき百歳体操開催のための経費でございます。

また、令和4年度から実施しております支え合いの活動に対し、住民主体型地域支え合い活動補助金を交付し、住民主体の通いの場や生活支援等に対しまして活動費の支援を行うものでございます。

ナンバー04一般介護予防事業会計年度任用職員等費、予算額461万円は、一般介護予防事業実施に係る会計年度任用職員1人分の人件費でございます。

20ページをお願いいたします。

2項1目包括的支援事業・任意事業費の財源内訳でありますけれども、国・県支出金の欄は、包括的支援事業・任意事業に係る国と県の支出金であり、その他の欄につきましては、この事業に対する市の負担分、また、一般財源の欄は第1号被保険者の保険料でございます。ナンバー01包括的支援事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、長寿推進課内へ設置しております地域包括支援センターが中心となり、地域の関係者や医療・介護保険事業所等と連携を図りながら、高齢者に対する介護や福祉、権利擁護等の事業を包括的に行う事業でございます。

①包括的支援事業、予算額188万3,000円は、地域包括支援センターの運営事業をはじめ夜間・休日の相談業務を市内4事業所の在宅介護支援センターへ委託するための在宅介護支援センター事業経費のほか、権利擁護の普及啓発に係る事業費でございます。

②在宅医療・介護連携推進事業、予算額24万2,000円は、中巨摩医師会、北巨摩医師会代表の医師をはじめ、病院関係者代表などの委員13人で構成をいたします在宅医療・介護連携推進協議会の開催、また地域の医療、介護の資源の把握や多職種による連携強化に向けた研修会等の開催経費及び普及啓発のための費用でございます。

③認知症総合支援事業、予算額150万2,000円は、認知症サポーター養成に関わる講座の開催をはじめ、認知症に関する知識の普及啓発や認知症高齢者の見守り体制の構築、初期集中支援チームによる認知症の方やその家族に対し、初期の支援を包括的・集中的にサポートするために実施する事業の経費でございます。

④生活支援体制整備事業、予算額1,602万6,000円は、高齢化が一層進む中で、地域における高齢者の多様な日常生活における支援体制の充実強化、また、高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、地域における支え合いの体制づくりを推進・整備するもので、本事業は市

社会福祉協議会へ委託をしており、甲斐市ささえ合い推進会を中心に活動に取り組んでいるところでございます。

21ページをお願いいたします。

ナンバー02任意事業につきましては、高齢者が地域で安心して生活が送れるよう、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、高齢者や家族介護者に対し、地域の実情に応じた支援を行うための事業でございます。

①介護給付費等適正化事業、予算額51万2,000円は、ケアマネジャーが作成したケアプランの点検実施や介護サービス利用者に対して給付実績を通知することにより、自身が利用したサービスの利用状況の確認や介護保険事業への意識向上等を目的に実施している事業でございます。

②長寿あんしん事業、予算額1,383万8,000円は、要介護3以上の高齢者を在宅で介護している家族に対し、介護用品購入のためのクーポン券を交付する介護用品支給事業、また、緊急時において迅速な対応を図るために実施しております高齢者緊急通報システム運用事業、独り暮らし高齢者の見守り等を目的に実施しております配食サービス事業、民生委員が高齢者の自宅を訪問し、安否確認を行いながら乳酸菌飲料を支給する友愛訪問事業などに対する経費でございます。

③その他事業、予算額377万1,000円、成年後見制度利用支援事業につきましては、市長申立て等に要する経費や後見人の報酬に対し市が助成するものであります。また、住宅改修支援事業は、住宅改修の際、申請に必要な理由書を作成する事業所等に対し助成を行うための経費でございます。

22ページをお願いいたします。

ナンバー03包括的支援事業関係職員費からナンバー05任意事業会計年度任用職員等費までの予算額の合計6,696万2,000円は、介護予防推進係に所属する包括的支援事業に係る正職員2人分の人件費のほか、包括的支援事業及び任意事業に係る会計年度任用職員4人分の人件費でございます。

4項1目ナンバー01その他諸費、予算額44万7,000円は、総合事業の実施に伴う国保連合会への審査支払手数料5,450件分の費用でございます。

23ページをお願いいたします。

5款1項基金積立金、1目ナンバー01介護保険給付費支払準備基金積立金、予算額26万1,000円は、介護保険給付費支払準備基金の運用利子の積立金でございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目ナンバー01第 1 号被保険者保険料還付金、予算額80万円は、第 1 号被保険者保険料の過年度分還付金でございます。

2 目第 1 号被保険者還付加算金から、24ページをお願いいたします。6 款諸支出金、2 項繰出金、1 目ナンバー01一般会計繰出金までは、予算額を1,000円とし、存置で計上しております。

以上、令和 6 年度介護保険特別会計予算歳入歳出の総額はそれぞれ50億7,890万8,000円となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） はっきり場所は分からないんですけども、20ページ、地域包括で従来、介護保険の要支援 1・2 が地域包括の総合支援事業になったということなんですけれども、この事業所に払われる金額というか報酬、介護保険の当時と地域包括の当時で同じようなサービスをしたとしても違ってくるんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 飯沼部長。

○福祉部長（飯沼秀司君） お答えいたします。

地域包括支援センターで実施しております総合事業につきましては、基本チェックリストで該当になった方については、介護認定を受けなくてもサービスが受けられるということになりますので、より使っていただきやすい、手軽にサービスを使っていただきやすいものになります。

また、これまでの要支援 1、要支援 2 の方の認定を受ける場合には、やはり審査会で審査をしていただいて、判定を受けていただかなければなりませんので、そういったことも考えますと、総合事業を開始したことによりまして、市民の皆様には使いやすいサービスを提供しているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 市民に使いやすいというか、介護事業者にとって報酬が減っているか

どうかということなんですよね。特に、今、訪問介護事業者は3割が赤字じゃないかというふうに言われていて、中には全国的には倒産するような事業者も出てきているようなんですよね。それで、事業者にとってどうかということをちょっとお伺いしたいんですけれども。

○委員長（内藤久歳君） 飯沼部長。

○福祉部長（飯沼秀司君） お答えいたします。

施設側に払われる金額については、国の基準で定められている金額でございまして、国も今回の法改正で介護報酬を上げるということで改定をしているようでございます。それから、総合事業につきましては、市町村それぞれ独自に定めた基準で報酬額を定めているところでございますが、甲斐市といたしましては、国の基準に合わせて報酬額を決定しておりますので、国の報酬額が上がれば、甲斐市のほうもそれに合わせて対応していくということになるかと思っております。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） ちょっと甲府市のほうで聞いたんですけれども、以前から介護認定を受けて要支援1・2、その人が総合事業に移った場合、甲府市は旧基準ということで支払っているというようなことを聞いたんですよね。甲斐市のほうは新基準ということだと思うんですけれども、何かやっぱり旧基準のほうが見たところ多かったですよね。それで、事業者にとってはやっぱり今厳しい状況ですから、旧基準で支払えるような方向を市町村でできるんだったらお願いしたいと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょう。

○委員長（内藤久歳君） 飯沼部長。

○福祉部長（飯沼秀司君） 今、甲府市さんの状況をお聞かせいただきましたので、ちょっと甲府市さんの状況等を確認しながら、対応できるところは今後調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 12ページの先ほどの看護多機能小規模機能型、これ定員に満たしていないということなんですけれども、要因として2つ考えられると思うんですよね。施設のほうに定員を満たすだけの人員がない場合、看護師が足りないとかいろいろあると思うんですけれども、そういう要因で定員を満たしていないのか、あるいは入所希望はあるんだけど、その要因で入れない人がいるんじゃないか、入れないというサービスを受けられない人がいるんじゃないかと思うんですけれども、どちらなんでしょう。

○委員長（内藤久歳君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） お答えします。

看護する職員がないという話は聞いてはなくて、やはり使いたいという方をなかなかそのところが見つけるのが難しいそうなんですという話を聞いております。なので、介護する側の職員が足りなくて増やせないということではないという話でございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃ、職員が足りなくて断っているということはないということなんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） 話を聞いた中では、そういった確認はできておりませんので、そういった事実はないです。ないと承知しております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

金丸副委員長。

○委員（金丸幸司君） すみません、19ページのところで、介護予防事業で今年度は介護予防と認知症予防の教室があったんだけど、来年度はちょっとそれが事業が見当たらないんですけれども、どこか違うところに入っているのか、その辺を教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 八巻係長。

○介護予防推進係長（八巻千寿子君） 一般会計でも説明を申し上げた高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施のほうに入れまして、していく形になりますので、そちらに移り変わっております。

○委員長（内藤久歳君） 金丸副委員長。

○委員（金丸幸司君） もう一点。

21ページのその他事業の成年後見制度の事業で、これ今度は過去にも出前講座とか受けさせていただいていたんですけれども、来年度は何かチラシを作って各自治会とかに周知とかそういう内容を聞いているんですが、ちょっとその辺について教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 八巻係長。

○介護予防推進係長（八巻千寿子君） 来年度は、チラシを組回覧をする予定で、周知を図っていく予定になっております。

○委員長（内藤久歳君） 金丸副委員長。

○委員（金丸幸司君） この出前講座を受けた際に、プロジェクターを使って資料等説明したんですけれども、やっぱり文字ばかりで非常に分かりづらいというご意見もたくさんいただいて、できればちょっとやっぱりイメージできないんです、皆さん年配者の方でありますと。今最近ちょっと漫画みたいなのも何か出しているところもあつたりも見たんで、ぜひそういったこともちょっと研究して、なるべく分かりやすいような説明に努めていっていただきたいと思います。これは要望です。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） 20ページの認知症総合支援事業ということで、認知症サポーター養成講座というのがあるんですけれども、これは年何回で、講座を全部受ければ資格とかそういうものがもらえるのかどうか教えていただきたいんですけれども。

○委員長（内藤久歳君） 八巻係長。

○介護予防推進係長（八巻千寿子君） 認知症サポーター養成講座は、小学校を今回っておりまして、年度の初めに16校会のほうで説明をさせていただいて、小学校のほうから要望がありましたら行くような形になっております。

○委員長（内藤久歳君） 保坂委員。

○委員（保坂 康君） すみません、じゃ、これは全部小学校のほうでやったということですよ、ろしいんですかね。

○委員長（内藤久歳君） 八巻係長。

○介護予防推進係長（八巻千寿子君） 小学校に出向いて養成講座をしました。それと併せて夏休みの時期に親子に向けてということで、1回、竜王図書館のほうで開催いたしました。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。ほかに所管ありますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） お願いします。

12ページの居宅介護サービス等給付費なんですけれども、全体的に件数はそれほど令和5年の当初と変わりはないんですけれども、マイナス5,300万円ほど予算額が変わっているんですが、介護認定者は増加しているとは思いますが、この減額の理由というのは

何でしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） お答えします。

昨年度の当初予算額につきましては、実際の決算額よりもかなり多い金額で計上しております。今年度も何千万か国・県の補助金を還付するというようなことがありましたので、実際の決算の推移に即した状態で今回は見込んで予算を計上させていただいております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） そうしましたら、14ページの地域密着型介護予防サービス等給付費も、令和5年の当初が240万ほどだったんですが、100万を切っている予算というのと同じような理由でしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） ごめんなさい、失礼いたしました。18ページなんですけれども、介護予防生活支援サービス事業費の配食サービスなんです。こちら配食サービスの対象者も、年々独り世帯の高齢者等も増えていらっしゃると思いますので、増加していくのかなと考えているんですが、こちら件数減っているのは何か要因があるのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 中込係長。

○長寿あんしん係長（中込浩司君） お答えします。

ただいまご質問いただきましたのは、ナンバー03生活支援サービス事業における配食サービスで提供を予定している食数や予算額のことかと思えます。

この生活支援サービス事業は、要支援1とか2ということで、対象となり得る範囲が21ページにおける長寿あんしん事業よりも狭くなっております。ご指摘のとおり、配食を希望される方というのは令和4年よりは増えているところですが、ただ、この生活支援サービス事業に該当する方というのは決して増えている状況ではなかったということと、あと令和5年度の実績やその見込みを踏まえた上で減らさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 希望されている方は増えているけれども、要支援1・2の方というのはそれほど多くないということなのですが、そうなると希望されている方は増えている、でも、そこに当てはまらない。それに漏れている人たちというのはどういう方たちが増えているというふうに分析されていますか。元気で、独り暮らしで、でも食事の配食は希望したいという方なのか、それとも要支援よりもより重症度が重くなってしまった要介護の人たちが増えているのか、その当たりの分析というのはいかがでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 中込係長。

○長寿あんしん係長（中込浩司君） お答えします。

先ほど部長の飯沼からも説明申し上げたのですが、配食サービス事業につきましては、19ページの生活支援サービス事業のほかに、例えば要介護1から5に該当する方については、21ページの長寿あんしん事業のほうで対応しております。こちらに該当する方のほうが多い状況でございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 谷口委員、どうぞ。

○委員（谷口和男君） すみません、17ページの特定入居者介護サービス事業費の介護サービスのほうなんですけれども、食費及び居住費軽減で3,720件とあるんですが、これは幾らぐらいの価格というか、幾らぐらい支払われるんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） お答えします。

自己負担がどのぐらいかということでお答えすればよろしいですか。

〔「一月入所したとして」と呼ぶ者あり〕

○介護保険係長（川上恵美君） 一月入所したとして、すみません、ちょっと1日当たりの金額でご説明させていただきます。

例えばですが、世帯全員が住民税非課税の方ですと、1日当たりの食費は300円で自己負担は済む形になります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） ちょっと伺いたかったのが、今、第8期で利用して、特別養護老人ホーム、そちらのほうでやっているんですけれども、どうしても地域密着型だと個室のユニッ

トタイプということで、1人当たりの入居費が非常に高額になるというふうに聞いているんですよね。それで実際300人ぐらい特別養護老人ホームの入所希望があると思うんですけれども、普通の年金とかそれぐらいで入れるような施設になるのかどうかちょっと伺いたいですけれども。

○委員長（内藤久歳君） 飯沼部長。

○福祉部長（飯沼秀司君） お答えいたします。

谷口委員さんおっしゃるとおり、地域密着型の特別養護老人ホームは個室型になりますので、多床室と比べますと費用も高額と伺っておりますが、市町村で整備できるものにつきましては、地域密着型は個室型に限定されておりますので、市単独でそういったものをちょっと造る事業者を指定して整備するというところはちょっと難しいところがございます。ですので、それに代わるものとしてショートステイを連続して使っていただくとか、あとは先ほど谷口委員さんがおっしゃられた看護小規模多機能型ということの施設をご自宅と、それから訪問と、それからデイサービスとかそういったものを組み合わせていただいで生活をしていただくというようなことを国のほうは想定をしておりますので、あとは国のほうでそういった多床室の増設とかそういったものを今度は方向転換をすれば、市のほうではそういったものを整備をしていくことができますので、そこら辺は国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○委員長（内藤久歳君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃ、さらなる補助というのは、市でやるというのは難しいということなんです。

○委員長（内藤久歳君） 飯沼部長。

○福祉部長（飯沼秀司君） 市単独でそういった介護保険につきましては、介護保険法に基づきまして国で全国一律に実施しているものですので、市で特別にそういった補助をすることというのはちょっと難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） すみません、先ほども言われたように、小規模多機能、新しく造られた、今年度、今回造るような形だと思っておりますけれども、正直言ってすごく便利な制度であ

ることは間違いないんですけれども、この辺先ほど定員がないとかいう話は、多分いろんな面をやってくれるんで、なかなかそういう人を見つけるのは大変かもしれないですけども、ぜひ市のほうとしてもそういうふうな広報とかで小規模多機能を使っていただけるような方をどんどん探して、小規模多機能のほうの施設というか、それを使うような方向で進んでいてもらいたいんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） 私どももそのようなことをちょっと危惧しておりまして、新たに介護の認定を受ける方については、書を送る際に看護小規模多機能、小規模多機能型のそういった事業所がありますので、そちらのご案内も一緒に同封してさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにはございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） すみません、先ほどの配食サービスの件なんですけれども、21ページの長寿あんしん事業のほうで要介護認定の方たちは対応しているということなんですけど、こちらの食数が令和5年当初と変わりはないんですけれども、どんどん多分恐らくこの対象となる方、希望される方というのは増えていくと想像します。年度の途中でより希望者が多くなった場合は、こちら補正での対応などは考えられるでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 中込係長。

○長寿あんしん係長（中込浩司君） お答えします。

ご指摘のとおり、もし長寿あんしん事業のほうにおける配食サービス、令和6年度で当初予定しておりました食数を上回るような状況があった場合については、大変恐縮ですが、補正対応をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で所管の質疑を終了いたします。

次に、所管以外の質疑を受けます。

金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 1点、お願いします。

今の配食サービス事業、二手に分かれてやられているということで、大体1食300円くらいの予算計上じゃないかなと思うんですけども、この配食サービスを配達する、そういったボランティア的な市民の方、たくさん私も存じ上げていますけれども、そうした方たちの扱い、待遇というか、その辺どのような感じになっているか、その辺を教えていただきたい。

○委員長（内藤久歳君） 中込係長。

○長寿あんしん係長（中込浩司君） お答えします。

ただいまご質問いただきました配食サービスにおけるボランティアでご協力いただいている方ですが、恐らくこれにつきましては、平日に配食を担っていただいている分についてはないかと思われます。その方々につきましては、令和4年度から介護支援ボランティア事業というものについて、配食サービスもその対象とさせていただいております。その介護支援ボランティア事業の中で活動いただいた時間をポイント換算し、年間で最大5,000円ですが、ご協力いただいた分ということでお支払いするという対応をしております。

なお、保険につきましては、甲斐市社会福祉協議会においてボランティア保険に加入いただいているところでございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 本当に予算取りができるのであれば、もうちょっとしっかりしたボランティアの皆さんにも安心・安全で紹介ができる環境づくりというのを、市民目線からしたらやっぱり強く希望しておきたいと思っておりますので、ぜひその辺の配慮もうちょっと前向きに検討していただきたいと要望しておきます、要望です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 細かいことで悪いですが、19ページの真ん中にいきいきサロン56地区とあります。これは多分自治会単位だと思いますが、自治会数からすると、小さい自治体はともかくとしても、まだ少ないのかなと。20ページにある認知症の関係も含めてやっぱりこれは効果のある内容なんで地区を増やすのと、それから予算的なものも含めてお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 中込係長。

○長寿あんしん係長（中込浩司君） お答えします。

まず、いきいきサロンについてですが、56地区というのは甲斐市内にある全自治会数から見たときに少ないのではないかとのご指摘については、確かにそのとおりでございます。それにつきましては、市だけではなく、事務局になっていただいている市社会福祉協議会においても、やはりあったほうがよいのではないかとということで、より一つでも多くの地域でいきいきサロンに取り組んでいただけるように取り組んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 1点だけ。

今いきいきサロンの件が出たんですけれども、いきいきサロンこれからますます高齢者が多くなって、いきいきサロン活動というのは重要な意義があると思うんですけれども、そのいきいきサロンを立ち上げたいということであると、その条件もあると思うんですよね。上限が幾らだとか、人数は年何回とかと、その条件をちょっと教えていただければお願いしたいと思うんですけれども。

○委員長（内藤久歳君） 中込係長。

○長寿あんしん係長（中込浩司君） お答えします。

いきいきサロンにつきまして、対象となり得る方はおおむね60歳以上の方という条件がございます。そして、もし立ち上げたいというご意向がある場合については、基本的には社会福祉協議会、事務局を務めているところにご相談いただくこととなっております。また、いきいきサロンを活動していただいている地区に対しては、毎年度補助金を交付しております。基本的にはその中にご活動いただいているところでございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） その補助金というのは、基本給プラス人数幾らということでもいいんですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込係長。

○長寿あんしん係長（中込浩司君） お答えします。

いきいきサロンに対する補助金ですが、いわゆる均等割に相当するような1地区幾らというのがあります。それが1万円、あとは活動、参加された方の人数に応じて3万円から7万

円までの5段階に分かれておりまして、その合計額を補助としております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 先ほど言ったように、年何回以上ないと駄目だよというのはありますか。

○委員長（内藤久歳君） 中込係長。

○長寿あんしん係長（中込浩司君） お答えします。

開催の条件としましては、基本的には年4回以上開催していただき、1回当たり5名以上の方にはご参加いただくということを条件としております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） ありがとうございます。

このいきいきサロンの事業というのは、なかなか今56であまり増えていないということだと思うんです。136自治会があっても3分の1だということですが、3分の1弱、強ですか。そんなことで、社会福祉協議会と連携を取りながらやっていくということだと思います。私も話を聞いたところ、女性は出てくるんだけど、なかなか男性が出てこないということを知っているんで、その辺の考慮もお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 先ほど保坂委員から質問があったキャラバン・メイトのことなんですけれども、今学校から要請があった場合のみ学校でサポーター養成講座を開いているということですか。

○委員長（内藤久歳君） 八巻係長。

○介護予防推進係長（八巻千寿子君） 学校に限らず、要望があれば養成講座を行うことは可能です。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） これも民生委員会で非常に進めているはずなんですけれども、サポーター養成講座があるということを知っている、今も質問があったくらいに、やはりまだまだ何か周知が

足りないのかなというところを今感じました。私たち議員の中でもやはり知らない方もいるんだなというところなんですけれども、前は自治体とかそういうところからも要請があって、大分私たちも養成講座行きましたけれども、そういうところでもう一度各自治会のほうにもそういう講座を開催できますよというようなお知らせはしっかりやっていかないと、一番認知症でカバーしてあげなければならないところは、やはりその居住している地域ということですので、地域の方たちがどのくらい認知症というものに対して認識を高めていくかということも非常に大事なので、ぜひその辺はよろしく願いいたします。

それから、あと1つ、学校に対して、これはもう6年間のうちに必ず1回子供さんたちがその認知症サポーターの講座を受けるということはとても大事ですので、ぜひ教育委員会と相談してしっかりその講座を入れていっていただくという、学校のほうはやはり忙しいのでなかなかですけれども、サポーター養成講座はそんな長い時間するわけではありませんから、その辺をちょっと進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続けてよろしいでしょうか。その辺ちょっと一度お願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 飯沼部長。

○福祉部長（飯沼秀司君） お答えいたします。

認知症サポーター養成講座につきましては、先ほどもご説明させていただきましたけれども、各小学校を対象に、それから民生委員さんですとか自治会、それからいきいきサロン、そういったところで活動をさせていただいておりまして、ご要望があれば職員が出向きまして講座を開催しているところでございます。

先ほどもご質問ありましたとおり、小学生の頃からそういった認知症のことについて学んでいただくということは大変有意義なことだと思いますので、今後も教育委員会に連携をいたしまして、全ての学校で開催できるような形で進めていきたいというふうに考えております。

それから認知症サポーター養成講座以外にも、自殺対策でゲートキーパーという講座もございます。そういったところもまだまだ市民の皆様方には周知不足のところがありますので、併せて周知をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） お願いいたします。

今ちょっと認知症のところで聞き忘れてしまったけれども、これは常に民生委員さんの中でもこのキャラバン・メイトをしていただく人材をつくる研修というのが今でもあると思うんですけれども、それに参加していただくような動きは市から指導していただいていますか。

○委員長（内藤久歳君） 八巻係長。

○介護予防推進係長（八巻千寿子君） 今はしておりませんが、やはりそういうことが大事だと思いますので、民生委員の定例会などで説明をする機会を今後つくっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） ぜひよろしく願いいたします。

昨日、北部公民館であったんですけど、14日、連絡いただいていたけれども、議会があると行けないということで失礼いたしましたけれども、やはり大勢の方にその認識を持っていただくということが大事だなと思っています。

あと1つ、いきいきサロン先ほどから出ていますけれども、このいきいきサロンもやはり地域で民生委員さんが中心に始めていただいたいということが非常に民生委員さんをお願いしていると思うんですが、やはり前から進めてもなかなかこの56地区というのが進まないということなんですけれども、このいきいきサロンという名前ではなくて、地域でもやはり高齢者の方たちに対してのいろんな活動をしているから、特別いきいきサロンをしなくてもいいんじゃないかという、私たちの時代の民生委員さんたちも割とそういう考えの方が多くて、言われてみればそういう感じだなと思いますので、このいきいきサロンが56地区で少ない、もっと広めてほしいという皆さんのご意見もありますが、これ誤解されないように、地域でも民生委員さんたちもほかの形でしている方たちも多いということもちょっとこの場で議員の皆様にも承知していただきたいなと思いますが、なかなかつくり上げようとしたときに、やはり自治会の区長さんたちと誰が代表になるのかとか、ささえ合いの会もそうなんですけれども、そこでトップに立つ人たちの人選で非常に挫折しちゃう組も多いということですので、こういう事業を進めるときには、とにかく自治会のほうへ協力をしていただけるような活動をするのが非常に大事かなと思いますので、これからはしっかりとやっていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） いいですか。

ほかにございますか。

樋口委員、どうぞ。

○委員（樋口孝之君） 今いきいきサロンの事業でくどいようで申し訳ないですけども、いきいきサロンが今56地区ということになっているんですけども、前例でこんなことで先ほど私、男性が出てきてくれなくて困るよとか、こういう活動の実績からこんなようなことをしたら活発化したと、すごくよかったよとかというそのものがあれば、これ要望ですから、それがあつたら教えていただきたいです。要望でいいです。

○委員長（内藤久歳君） 教えていただきたいとか、要望、何かよく分からないですけども、他の事例を参考事例として聞きたいということよろしいですか。

〔「はい、あれば」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 答弁できたらお願いします。

中込係長。

○長寿あんしん係長（中込浩司君） お答えします。

正直なかなか妙案というのがうまくないものでして、ご質問いただいた活性化するような起爆剤というのは、現時点だとちょっとなかなか見いだせていないところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 地域によってそういった議員さんらも活発にやっているところがあつたら、参考的にあつたらちょっと。

飯沼部長。

○福祉部長（飯沼秀司君） お答えいたします。

地域によりましては、例えばグラウンドゴルフの活発なところは、そういったところを週に一遍やったりだとか、あとは公会堂で健康マージャンをやっているというようなことをお聞きしたことがありますので、そういったところはマージャンですので、男性の方もなかなか入りやすいということもお聞きしていますので、そういった事例をいろんなところで機会を設けまして周知をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員以外の質疑を終了いたします。

これより議案第49号について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、議案第49号を終了いたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○委員長（内藤久歳君） 引き続き会議を再開いたします。

続いて、議案第50号 令和6年度甲斐市介護サービス特別会計予算を議題といたします。

なお、説明及び質疑は、歳入歳出一括で行います。

それでは、審査に入ります。

当局の説明を求めます。

飯沼福祉部長。

○福祉部長（飯沼秀司君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第50号 令和6年度甲斐市介護サービス特別会計予算の内容につきましてご説明させていただきます。

議案書の157ページをお開きください。

令和6年度甲斐市介護サービス特別会計の当初予算は、歳入歳出それぞれ1,731万6,000円と定めるものでございます。

それでは、初めに歳入についてご説明させていただきますが、予算説明書で説明をさせていただきます。

予算説明書の246ページ、247ページをお願いいたします。

現在、甲斐市では、介護予防支援事業所の指定を受けまして、地域包括支援センターを直営方式により運営をしております。地域包括支援センターでは、介護度が要支援1、要支援2の要支援認定者のケアプラン等の作成業務を行っており、その業務に関する収支を介護サービス特別会計により運営し、実施をしております。

それでは、ご説明を申し上げます。

1款サービス収入、1項1目予防給付費収入、予算額1,618万3,000円は、介護度が要支援1・2の方の介護予防サービスを利用する人のケアプラン作成業務に係る収入でございます。

次に、2款収入、1項1目一般会計繰入金、予算額113万円は、この事業に係る会計年度任用職員の人件費の一部を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、3款繰越金、4款諸収入、1目預金利子及び2目雑入は、予算額1,000円とし、存置で計上しております。

歳入の説明は以上となります。

引き続き、歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

予算説明書は248ページ、249ページ、説明は予算参考資料にて行いますので、予算参考資料の25ページをお開きください。

それでは、ご説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ナンバー02総務管理関係会計年度任用職員等費、予算額494万7,000円は、この業務に係る会計年度任用職員1人分の人件費でございます。

財源内訳のその他は、居宅支援サービス計画費収入及び職員給与費等の繰入金でございます。

ナンバー03事務所費、予算額15万5,000円は、本事業に係る事務経費等でございます。

財源内訳のその他は、居宅支援サービス計画費収入でございます。

次に、2款事業費、1項1目居宅介護支援事業費、ナンバー01居宅介護支援事業、予算額1,221万2,000円は、要支援1・2の要支援認定者のケアプラン作成の一部を民間の居宅介護支援事業所へ委託するための費用でございます。

財源内訳のその他は、居宅支援サービス計画費収入と預金利子、雑入でございます。

26ページをお願いいたします。

3款諸支出金、1項1目ナンバー01償還金、次の2項繰出金、1目ナンバー01一般会計

繰出金につきましては、予算額を1,000円とし、存置で計上をしております。

以上、令和6年度介護サービス特別会計予算歳入歳出の総額はそれぞれ1,731万6,000円となっております。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、所管の委員の質疑を終了いたします。

次に、所管以外の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより議案第50号について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、議案第50号を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

じゃ、再開は15分から再開いたしますので、よろしく願います。

休憩 午前10時57分

再開 午前 11 時 13 分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

歳入予算説明書、歳出は参考資料ナンバー 7 となります。

続いて、議案第 53 号 令和 6 年度甲斐市宅地開発事業特別会計予算を議題といたします。

なお、説明及び質疑は、歳入歳出一括で行います。

それでは、審査に入ります。

当局の説明を求めます。

久保商工観光課長。

○商工観光課長（久保欽一君） お疲れさまでございます。

商工観光課から、議案第 53 号 令和 6 年度甲斐市宅地開発事業特別会計の当初予算案につきましてご説明をさせていただきます。

令和 6 年度から新たな提案となります。

宅地開発事業特別会計につきましては、双葉地区の下今井農工団地未整備区域の拡張事業に係る予算につきまして、今後、造成地を企業に売却することを見据え、事業に係る歳入歳出について一般会計とは区分して明確化しておく必要があることから、特別会計として設置されている宅地開発事業特別会計を活用して管理するものでございます。

まず、議案書の 169 ページをお願いいたします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 4 億 3,446 万 9,000 円と定めるものであります。

次に、予算説明書により、歳入の内容について説明をさせていただきます。

予算説明書の 280 ページ、281 ページをお願いいたします。一番最後から 2 枚目になります。280 ページ、281 ページでございます。

1 款県支出金、1 項県補助金、1 目工業団地整備促進事業補助金、予算額 1,730 万 3,000 円につきましては、山梨県が工業団地の整備を行う市町村に対し補助金を交付するもので、造成設計業務費の 2 分の 1 が補助金として交付されるものであります。

次に、2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 1,774 万 6,000 円につきましては、事務費造成設計業務費の不足分を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、2 項基金繰入金、2 目土地開発基金繰入金、予算額 3 億 9,942 万円につきましては、用地購入に係る費用を土地開発基金から繰り入れるものであります。

続きまして、歳出の内容について説明をさせていただきます。

予算説明書につきましては、その次のページの282、283ページになりますが、予算参考資料により説明をさせていただきます。予算参考資料はナンバー7の最終ページ、16ページになります。16ページをお願いいたします。

1 款宅地開発費、1 項宅地開発費、2 目下今井地区開発事業、ナンバー01下今井地区開発事業費、予算額4億3,446万9,000円、財源内訳は国・県支出金1,730万3,000円、その他財源の4億1,716万6,000円は一般会計及び土地開発基金からの繰入金であります。

事業の概要は、事務費として44万3,000円、これは土地売買契約書に貼付する収入印紙購入費用であります。また、造成設計委託料として3,460万6,000円、用地購入費として3億9,942万円を見込むものであります。

以上で、宅地開発事業特別会計の令和6年度当初予算案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。所管は建設経済常任委員会です。

質疑はございますか。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） この間、企業誘致のところで下今井のところも質問させていただいたんですけども、用地交渉は大体地主さんと話がもうついているという話だったですね。

○委員長（内藤久歳君） 久保課長。

○商工観光課長（久保欽一君） 現在は地権者の要望を聞き取っている状況で、この来年度予算が成立しましたら、いよいよ仮契約を結ぶための交渉を、本格的な交渉を進めていくということになります。

○委員長（内藤久歳君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） その用地交渉をする、何名ぐらいの対象になるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 藤田係長。

○企業誘致係長（藤田 充君） お答えいたします。

地権者が21名おります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかに所管ございますか。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 造成設計委託料というところで、業者は多分これからだと思っ
てくれども、この設計そのものは令和6年度中には完成というかするような予定
でしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 藤田係長。

○企業誘致係長（藤田 充君） お答えいたします。

令和6年中に契約を結び、令和6年中に業務完了予定で進める予定で
おります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 所管がないようですので、以上で所管の質疑を終了
いたします。

続きまして、所管以外の質疑を受けます。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 総面積はどのくらいだったか、ちょっと。

○委員長（内藤久歳君） 藤田係長。

○企業誘致係長（藤田 充君） お答えいたします。

まず、事業区域といたしまして、民有地、公有地合わせて約3.1ヘクタール、
3万1,000平米ぐらいになります。そのうち民有地ということで買収予定が2万8,500
平米を予定しております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。よろしいですか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） すみません、この地区、設計が終わって、造成の工事も
終わった後は、企業に対して賃貸でやっていく、土地を貸していくのか売却する
のかどちらでしょうか。すみません、教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 久保課長。

○商工観光課長（久保欽一君） 造成が終わりましたら、企業のほうに土地を
売却する予定でございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） じゃ、それは令和7年度に完了して、実際に売却の交渉なんかをしていくのはいつからになりますか。

○委員長（内藤久歳君） 久保課長。

○商工観光課長（久保欽一君） こちらにつきましては、既に隣接している企業さんに購入の意向があるかどうか聞いておりました、購入したいというようなお答えをいただいておりますので、令和6年度に設計をして、令和7年度に造成を完成させて、令和7年度中に売却ができればと考えております。

○委員長（内藤久歳君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） じゃ、もうおおむね売却先も決まっているような感じなんですけれども、じゃ、それで今回かかったこの特別会計のこの事業費はペイできるという試算でしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 久保課長。

○商工観光課長（久保欽一君） 企業へ売却するときには、ここに今回特別会計でしたということで歳入歳出、一般会計とは別にしたということで、企業に売却する際にいわゆる赤字にならないようにするためにどのくらいの経費がかかっているかというところをきちんとしておくということです、企業に売却するには赤字にならないような形で売却をしていくというような形になります。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

金丸副委員長。

○委員（金丸幸司君） 確認ですみません。

用地購入費に今予算計上されているんですけども、これさっき地権者が21名、これから用地交渉を行っていくんですね。

○委員長（内藤久歳君） 久保課長。

○商工観光課長（久保欽一君） もう既に今年度測量をしておりました、そのときに立会いをしております。そういうことで、お話はそういうときに順次しておりました、いろいろどんな要望がありますかとか、代替地が必要ですかとかそういう要望の聞き取りはもう全部しております、おおむね皆さん売っていただけるというような形になっております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、所管以外の質疑を終了いたします。

これより議案第53号について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、議案第53号を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時26分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開いたします。

歳入については予算説明書、歳出については参考資料はナンバー9となります。

続いて、議案第51号 令和6年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計予算を議題といたします。

なお、説明及び質疑は、歳入歳出一括で行います。

それでは、審査に入ります。

当局の説明を求めます。

中澤上下水道工務課長。

○上下水道工務課長（中澤一昭君） お疲れさまでございます。よろしく願いいたします。

それでは、上下水道業務課及び工務課が所管いたします特別会計2事業についてご説明させていただきます。

議案書の161ページをお願いいたします。

初めに、議案第51号 令和6年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計予算につきましてご説明させていただきます。

歳入歳出予算であります。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,093万1,000円と定めるものであります。

この事業では、松島団地、双葉登美団地の地域し尿処理施設の維持管理を行っており、このうち登美団地につきましては、地元自治会が指定管理者となり維持管理を行っております。初めに、歳入から説明させていただきます。

予算説明書の256、257ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料、1節地域し尿処理施設使用料につきましては、予算額699万6,000円で、内容といたしましては、松島団地の使用料であります。

次に、2款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金であります。予算額1万3,000円で、内容につきましては、基金運用利子であります。

次に、3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金につきましては、予算額342万円で、職員の人件費に充当するものであります。

次に、4款1項1目1節繰越金につきましては、予算額50万円。

5款諸収入、1項1目1節預金利子につきましては、予算額1,000円。

同じく、2項1目1節雑入につきましても、予算額が1,000円であります。

以上が歳入の内容となります。

続きまして、歳出であります。予算説明書は258、259ページとなります。説明につきましては、予算参考資料ナンバー9に基づきましてご説明させていただきます。

それでは、予算参考資料の3ページをお願いいたします。

1款衛生費、1項地域し尿処理施設費、1目地域し尿処理施設維持費、ナンバー01地域し尿処理関係職員費につきましては、予算額464万9,000円で、財源内訳のその他財源につきましては、一般会計繰入金と預金利子で、残りは一般財源であります。事業の概要ですが、職員1名分の人件費であります。

次に、ナンバー02地域し尿処理施設維持費につきましては、予算額616万9,000円で、財源内訳は全額一般財源であります。事業の概要ですが、処理施設の光熱費や修繕、保守点検委託料等であります。

次に、2款諸支出金、1項基金積立金、1目地域し尿処理施設基金積立金、ナンバー01

地域し尿処理施設基金積立金につきましては、予算額1万3,000円で、財源内訳のその他財源は利子及び配当金であります。

次に、3款1項1目予備費、ナンバー01予備費につきましては、予算額10万円で、財源内訳は全額一般財源であります。

以上が、地域し尿処理施設特別会計当初予算の概要説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、所管の委員の質疑を終了いたします。

次に、所管以外の質疑を受けます。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 登美団地と松島団地なんですけれども、どちらも何か下水道に接続を希望しているという話を聞いたんですけれども、この計画というのは大分進んでいるんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 櫻田係長。

○下水道施設係長（櫻田隆樹君） お答えします。

登美団地し尿処理施設につきましては、現在、今年度から業務設計を行い、来年度、切替えへの施工に入るという予定になっております。

松島団地につきましては、登美団地が概成した時点で移行していく予定になっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにごございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、所管以外の質疑を終了いたします。

これより議案第51号について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、議案第51号を終了いたします。

続いて、議案第52号 令和6年度甲斐市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

なお、説明及び質疑は、歳入歳出一括で行います。

それでは、審査に入ります。

当局の説明を求めます。

中澤上下水道工務課長。

○上下水道工務課長（中澤一昭君） 続きまして、議案書の165ページをお願いいたします。

議案第52号 令和6年度甲斐市農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明させていただきます。

歳入歳出予算であります。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ916万8,000円と定めるものであります。

吉沢寺平地区の農業集落排水事業は、河川の水質浄化のため、家庭雑排水の処理により地域の生活環境を図り、併せて甲府市の水源保護等を目的に平成7年7月の供用開始時から施設の維持管理を行っております。

初めに、歳入から説明させていただきます。

予算説明書の270、271ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目1節農業集落排水施設維持管理負担金につきましては、予算額126万5,000円で、内容といたしましては、施設の保守委託に係る甲府市からの負担金であります。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、1節農業集落排水施設使用料につきましては、予算額121万6,000円で、内容といたしましては、37世帯分の現年度使

用料と過年度分使用料であります。

同じく、2項1目手数料、2節督促手数料につきましては、予算額1,000円であります。

次に、4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金につきましては、予算額668万3,000円で、内容といたしましては、事務費と公債費に充当するものであります。

5款1項1目1節繰越金につきましては、予算額1,000円。

6款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目1節延滞金につきましても、予算額1,000円。

同じく、2項1目1節雑入につきましても、予算額が1,000円となっております。

以上が、歳入の内容となります。

続きまして、歳出であります。予算説明書は272、273ページとなります。説明につきましては、予算参考資料ナンバー9に基づきましてご説明させていただきます。

それでは、予算参考資料の4ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ナンバー01農業集落排水施設維持管理事業につきましては、予算額686万8,000円で、財源内訳のその他財源は、一般会計繰入金と甲府市からの負担金収入で、残りは一般財源であります。

事業の概要ですが、浄化センターの光熱費、修繕料、管渠清掃及び保守点検の委託料、合併処理浄化槽移行に向けた寺平地区集落内の調査業務委託などであります。

2款1項公債費、1目元金、ナンバー01元金につきましては、予算額213万1,000円で、財源内訳のその他財源は一般会計繰入金で、残りは一般財源であります。事業概要ですが、農業集落排水事業債償還元金であります。

5ページに移ります。

同じく、2目利子、ナンバー01利子につきましては、予算額6万9,000円で、財源内訳のその他財源は一般会計繰入金で、残りは一般財源であります。事業概要ですが、農業集落排水事業債償還利子であります。

3款1項1目予備費、ナンバー01予備費につきましては、予算額10万円で、財源内訳は全額一般財源であります。

以上が、農業集落排水事業特別会計当初予算の概要説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 先ほど利用世帯数が37世帯と伺ったんですけれども、これは近年この推移というのは変わっていないのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 松井係長。

○下水道総務係長（松井 崇君） お答えします。

世帯数につきましては、近年37世帯で推移をしております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 所管の委員がないようですので、次に所管以外の質疑を受けます。ございますか。

秋山委員。

○委員（秋山照雄君） 4ページの01のところの寺平地区内調査業務委託は、何か合併に向かった調査とかなんとかと聞いたけれども、ちょっとその内容を教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 松井係長。

○下水道総務係長（松井 崇君） お答えをいたします。

寺平地区内調査業務につきましては、農業集落排水事業から合併浄化槽への移行に向けまして、寺平地区内の現地踏査ですとか、合併浄化槽の設置場所などを検討して、その結果を報告書にまとめる業務となっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で所管以外の質疑を終了いたします。

これより議案第52号について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、議案第52号を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後の再開は1時15分から再開いたしますので、ご参集を願います。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時12分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

引き続き、午後もよろしく願います。あと少しですので、頑張ってください。

続いて、議案第54号 令和6年度甲斐市水道事業会計予算を議題といたします。

なお、説明及び質疑は、収入支出一括で行います。

それでは、審査に入ります。

当局の説明を求めます。

寺島上下水道課長。

○上下水道業務課長（寺島 信君） それでは、午後もよろしく願います。

水道事業会計の予算につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の173ページをお願いいたします。

議案第54号 令和6年度甲斐市水道事業会計予算でございます。

まず初めに、第2条、業務の予定量は、使用水量栓数は2万6,197栓、年間総給水量は590万立米、1日平均給水量は1万6,165立米を見込んでおります。

近年につきましては、給水栓数が少しずつ伸びているのにもかかわらず、給水量が減少している傾向がございます。

建設改良事業では、配水管整備事業といたしまして7億3,299万2,000円、施設整備事業といたしまして4億169万9,000円を予定しております。なお、主要業務の内訳につきましては、別冊公営企業会計予算説明書の21ページに掲載をしております。

第3条、収益的収入及び支出と、次のページの第4条、資本的収入及び支出の詳細につきましては、後ほど予算参考資料にてご説明をさせていただきます。

第5条、債務負担行為につきましては、片瀬配水場の整備に伴います管理業務委託及び同じく片瀬増圧ポンプ場の整備に伴います電気設備工事並びに機械設備工事でございます。この3業務につきましては、令和7年度までの2年間の委託期間と工事期間、また表中の限度額を定めておるものでございます。

第6条では、企業債についての目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めたものでございます。

第7条では、一時借入金につきましては、一時的な資金不足を賄うための借入金といたしまして限度額を定めたものでございます。

第8条では、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、第1款水道事業費用のうち、第1項から第3項までの間、流用できる旨を定めたものでございます。

第9条では、職員給与費の流用は、議会の議決が必要である旨を定めております。

第10条では、他会計からの補助金といたしまして、一般会計から受ける児童手当の額を定めております。

第11条では、量水器や龍王源水などの棚卸資産の購入限度額を定めております。

それでは、別冊の令和6年度公営企業会計予算説明書の2ページをお願いいたします。

初めに、収益的収支でございます。

収益的収支とは、水道料金を主な財源といたしまして、飲料水の製造や排水施設等の維持管理に必要な経費を中心とした営業活動を伴う予算となっております。

まず、収入でございますが、1款水道事業収益につきましては、予算額が10億2,794万3,000円で、内訳といたしましては、1項営業収益が9億2,403万8,000円、2項営業外収益が1億390万3,000円、3項特別利益が2,000円でございます。

次のページは、支出であります。

1款水道事業費用につきましては、予算額が8億6,564万9,000円で、内訳といたしましては、1項営業費用が8億3,123万2,000円、2項営業外費用が2,895万6,000円、3項特別損失が146万1,000円、4項予備費が400万円でございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収支でございます。

資本的収支とは、基幹管路の耐震化や配水管の布設替えなど、老朽化等に伴う水道施設や設備の整備、更新などの投資的な経費を中心とした収支でございます。

まず、収入でございますが、1款資本的収入につきましては、予算額が4億7,689万3,000円、内訳といたしまして、1項企業債が3億4,000万円、3項負担金が9,896万4,000円、6項固定資産売却代金が1,000円、8項加入金が3,792万8,000円でございます。

続きまして、支出であります。

1款資本的支出につきましては、予算額が11億3,833万9,000円、内訳といたしまして、1項建設改良費が11億3,469万1,000円、2項企業債償還金が364万8,000円でございます。

5ページは、令和6年度の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。当年度の事業における資金収支の状況につきまして活動を区分して示したものでございます。

一番下の資金期末残高が、令和6年度末に水道事業として保有している現金で、12億184万8,830円でございます。

6ページから9ページは、職員の給与に関する内容となっております。

10ページは、債務負担行為に関する調書であります。

上2段は、令和5年度からの料金収納等業務委託と令和6年度からの水道施設運転管理等業務委託で、残り3件につきましては、議案第5条で説明をいたしましたとおり、片瀬配水場整備に関する内容でございます。

12、13ページは令和6年度の予定貸借対照表で、事業の資産、負債、資本など保有する全ての財産を総括的に示したものでございます。

次のページ、14ページは、令和5年度の予定損益計算書、16、17ページは令和5年度の予定貸借対照表で、これを基に令和6年度の財務諸表を作成しております。

また、18、19ページは中期、20ページは、令和6年度の予算構成をグラフに表したものでございます。ご確認をお願いいたします。

それでは、支出の詳細につきましてご説明をさせていただきます。

別冊の予算参考資料ナンバー9の6ページをお願いいたします。

1款水道事業費用、1項営業費用、ナンバー01原水及び浄水費につきましては、予算額2億2,521万2,000円で、財源内訳といたしましては、その他は飲料水兼用耐震性貯水槽維持管理負担金で、残りは一般財源でございます。事業の概要でございますが、上水道の水源

及び配水池など42施設の運転管理や塩川ダムからの受水に伴います経費等でございます。

次に、ナンバー02排水及び給水費につきましては、予算額は1億541万3,000円で、財源内訳といたしましては、その他の一般会計からの消火栓の維持・修繕経費負担金や、下水道工事に伴います事務費負担金などで、残りは全て一般財源でございます。事業の概要につきましては、職員人件費、また検定満了量水器の取替えや漏水不良箇所の修繕等を行う経費となっております。

次に、ナンバー03受託工事費につきましては、予算額2,000円で、財源内訳のその他は受託工事収益でございます。内容につきましては、受託工事費等であります。

次のページ、7ページをお願いいたします。

ナンバー4業務及び総係費につきましては、予算額1億6,572万5,000円で、財源内訳のその他は他会計からの負担金等、残りは一般財源でございます。主な内容といたしましては、職員及び会計年度任用職員の人件費、料金収納等業務委託、料金及び会計システムの関係経費、その他光熱水費に事務経費等でございます。

次に、ナンバー05減価償却費につきましては、予算額3億1,400万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。この予算につきましては、有形固定資産減価償却費であり、現金の支出を伴うものではなく、帳簿上の予算でございます。

次に、ナンバー06資産減耗費につきましては、予算額2,087万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。配水管布設替え工事等による古い配水管等の除却費でございます。同じく帳簿上の予算となっております。

ナンバー07その他営業費用につきましては、予算額2,000円で、財源は一般財源でございます。材料の売却と雑支出に関わるもので、存置の計上となっております。

8ページをお願いいたします。

2項営業外費用、ナンバー01支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、予算額31万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。主な内容といたしましては、償還中の利子支払い分でございます。

次に、ナンバー02災害対策費につきましては、予算額364万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。災害時の給水活動の備えといたしまして、容量1,000リットルの組立て式の給水タンクを5基計上しております。

ナンバー03雑支出につきましては、予算額、存置の1,000円でございます。

ナンバー05消費税及び地方消費税につきましては、予算額2,500万円で、財源は全て一般

財源でございます。内容につきましては、料金収入等、消費税及び地方消費税の納付分でございます。

続きまして、3項特別損失でございます。ナンバー04過年度損益修正損につきましては、予算額146万円で、財源は全て一般財源でございます。これにつきましては、過年度分の還付金などに対応するものでございます。

ナンバー05その他特別損失につきましては、予算額、存置の1,000円で、財源は一般財源でございます。

9ページをお願いいたします。

4項ナンバー01予備費につきましては、予算額400万円で、財源は全て一般財源でございます。

10ページをお願いいたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、ナンバー01建設工事費につきましては、予算額4億2,342万9,000円で、財源内訳の企業債は水道事業債で、その他一般会計からの消火栓等設置に関わります負担金であります。残りは全て一般財源となっております。主な内容につきましては、県道田富町敷島線配水管布設工事や、国道20号配水管布設工事、片瀬配水場関係の配水管布設工事等であります。

次に、ナンバー02改良工事費につきましては、予算額3億956万3,000円で、財源内訳のその他は他会計からの負担金で、下水道工事に伴います負担金でございます。残りは全て一般財源であります。主な内容につきましては、下水道関連の設計業務委託や配水管布設替え工事、また片瀬配水場関係の配水管布設替え工事などでございます。

次に、ナンバー03量水器費につきましては、予算額104万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。主な内容につきましては、新規量水器405台分の購入を予定しております。

11ページをお願いいたします。

ナンバー04固定資産購入費につきましては、予算額4億65万7,000円で、財源内訳のその他は他会計からの負担金で、耐震性貯水槽緊急遮断弁更新工事に伴います負担金でございます。残りは全て一般財源であります。主な内容といたしましては、片瀬増圧ポンプ場関連の管理業務委託建築電気設備、機械設備等の工事のほか、それぞれの配水場の設備、資機材等の更新工事を予定しております。

最後に12ページをお願いいたします。

2項ナンバー01企業債償還金につきましては、予算額364万8,000円で、財源は全て一般

財源でございます。主な内容につきましては、企業債の償還元金の支払分でございます。

次に、その下、棚卸資産購入限度額につきましては、予算額599万3,000円で、財源内訳は一般財源でございます。主な内容といたしましては、龍王源水、また量水器、ウォータータンクの購入分でございます。

以上で、水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 確認をお願いします。

6ページの02給水及び給水費というところの事業概要で、漏水修繕等ということで1,700万近くあるんですけれども、うたってあるんですけれども、大切な水が漏水していたと、本当にもったいない話ですけれども、この漏水検査というか方法というのは、日々どんなような状況でやっているんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 深澤係長。

○上水道施設係長（深澤勇也君） お答えいたします。

漏水調査につきましては、現状は音調調査というものをメインで行っております。

以上となります。

○委員長（内藤久歳君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） これ調査員がもう何名かいるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 深澤係長。

○上水道施設係長（深澤勇也君） お答えいたします。

料金収納の委託の中で漏水調査のほうの業務も含まれておりますので、そういうような形で対応しております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） これ漏水で、私もあまり詳しくはないんですけれども、漏水検査をするのに何か衛星通信とAIを兼ねてやると非常に正確に出てくると。極端にはやらなくてもいいところを、工事も見積りしなくてもいいということで、本当に詳細にこういう将来的に

なると思うんですけども、そういうことを今考えておられますか。そういう考えというの
はありますか。

○委員長（内藤久歳君） 中澤課長。

○上下水道工務課長（中澤一昭君） お答えします。

人工衛星を用いたA I解析による水道管の漏水調査につきましては、今、福島市とか愛知県豊田市などで実施している事例があることは、私どもも承知はしております。最先端の技術であると同時に、効率的な漏水調査が展開できるという内容も認識しておりますが、まずもって私ども企業会計、企業として事業全体でどのぐらいの経費がかかるか、また本市の知見に対してどのレベルの精度が可能であるかとか、いろいろと今後、先進地の事例等を参考にして調査研究する必要はあるのではないかと考えます。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 将来的に考えて、A Iを取り入れるというのは非常に重要だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと単純で申し訳ないですけども、もう一度、甲斐市は上下水道管の耐震が非常に他県・他市と比べていいということを聞いているんですけども、80%以上終わっているということですけども、ちょっと確認、上水と下水の耐震化率を分かれば教えてください、最後に。

○委員長（内藤久歳君） 深澤係長。

○上水道施設係長（深澤勇也君） 耐震化率につきましては、基幹管路という面でいきますと88.4%というような形になっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

〔「下水、分かれば分らないですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 今、水道のほうだから、下水は下水のところで質問してください。もし不足だったら再度、聞きたいことがあったら。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） その辺分かれば、上水のほう、できたらお願ひしたいですけども。

○委員長（内藤久歳君） 深澤係長。

○上水道施設係長（深澤勇也君） お答えいたします。

耐震化を優先して図っております基幹管路におきましては、88.4%の耐震化率となっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 11ページですけれども、片瀬の配水場の工事のことについて、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 中澤課長。

○上下水道工務課長（中澤一昭君） お答えします。

片瀬配水場関係であります。片瀬配水区と大原配水区の一部区域の水圧不足、また下今井配水区につきましては宅地造成、宅地化が進行しておりまして、使用水量が増加していることなどから、この3つの配水区の改善を図ることを目的に事業を進めているところであります。

これまでの事業の経過でございますが、令和3年度に新設ポンプ場の用地購入、令和4年度はポンプ場の全体設計、そして今年度は購入した用地の造成工事と配水管や送水管の詳細設計を実施しておりまして、当初予算がご承認いただければ、令和6年度には増圧ポンプ場の建築主体工事、電気・機械の設備工事などのハード事業に着手したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） そうしますと、今言っていたその区域の家がいっぱい建ったりとかして圧が上がらなくてなかなか水が出なかったところとか、そういうような問題が一通り解決するというふうに理解をしてよろしいということですね。

○委員長（内藤久歳君） 中澤課長。

○上下水道工務課長（中澤一昭君） そのとおりでございます。

○委員長（内藤久歳君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） これは2か年計画ということなんですけれども、来年も同じぐらいの金額を予定しているというふうに考えてよろしいということでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 深澤係長。

○上水道施設係長（深澤勇也君） こちら2か年事業と書かれているところにつきましては、

各委託工事は前払い金を6年度については計上させていただいている状況ですので、委託ですと次の年は7割、工事ですと次の年に6割残りが来るというような形になります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 工事が最終的にハードの部分にいくという説明があったんですけども、そのハードの工事というのはちょっとイメージができないんですけども、建物、建屋みたいなものまで造ってという、そういうようなものということですか、すみません。

○委員長（内藤久歳君） 中澤課長。

○上下水道工務課長（中澤一昭君） お答えします。

11ページの固定資産購入費のほうに記載してございますが、まずもってそのポンプ場施設の建築、建物の工事、またその中に入れ込む制御盤等のほかの電気工事で増圧ポンプの機械設備というような形になります。そのほか10ページの建設工事費、改良工事費のほうにも明記してあるとおり、それに伴います管の布設新設工事、また布設替え工事等々を予定しております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 所管ないようですので、以上で所管の質疑を終了いたします。

続きまして、所管以外の委員の質疑を行います。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 6ページの01の塩川ダムの受水ですが、これはどの範囲に配水をするのか、ちょっと確認したいですが。

○委員長（内藤久歳君） 深澤係長。

○上水道施設係長（深澤勇也君） お答えいたします。

塩川ダムからの受水につきましては、笠石配水区と三島配水区というところに受水をするような形となっております。

以上になります。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） ダムの水は、水質はちょっと劣るというふうに聞いているんですが、その辺の浄化はどうなんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 寺島課長。

○上下水道業務課長（寺島 信君） お答えいたします。

塩川ダムの受水の水の水質につきましては、峡北水道事業団の事業の一環として、そちらのほうで生成したものをこちらのほうに頂いております。ただ、当然地下水のものとはやっぱり若干は違うとは思いますが、ほぼ飲料水としては十分対応できるものを送っていただいております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

秋山委員。

○委員（秋山照雄君） 8ページの02の災害対策費のところの組立て式給水タンク5基というのが今年も5基で、来年も5基計上しているんですけれども、これ全部で何基ぐらい購入するんですか。

○委員長（内藤久歳君） 中澤課長。

○上下水道工務課長（中澤一昭君） お答えします。

組立て給水タンクにつきましては、令和4年度に3基、令和5年度、今年度5基、来年度、6年度5基ということで、計13基の計画を予定しております。ですので、令和6年度5基購入しまして計画が終了となります。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） 秋山委員。

○委員（秋山照雄君） ちょっと参考までに教えてもらいたいんですけども、災害時で派遣できる給水車というのは、今何台ぐらいあるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 中澤課長。

○上下水道工務課長（中澤一昭君） お答えします。

本市の給水車につきましては、容量が1,000リットルの車載式、いわゆる俗に言う車載式タンクというのがあるんですけれども、そのタンクを2トントラックの荷台に積み込む給水車が、要するに2トントラックが1台、車載式のタンクにつきましては4基確保してあるところなんですけれども、その車載式の2トントラックに積む容量1,000リットルのタンクで

すと、市内及び近隣市町村への断水時の活動には十分使えるというふうに認識しております。

○委員長（内藤久歳君） 秋山委員。

○委員（秋山照雄君） ありがとうございました。

11ページの04のところの水源取水ポンプ更新工事3か所とあるんですけども、この場所はどこですか。

○委員長（内藤久歳君） 中澤課長。

○上下水道工務課長（中澤一昭君） お答えします。

まず、竜王地区の第6水源といいまして、かまなしの湯の裏の取水ポンプ、その次が第12水源といいまして、竜王配水池の取水ポンプ、3番目が双葉地区の笠石水源、こちらの3か所のポンプ更新工事という内容でございます。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） すみません、教えていただきたいんですが、11ページに竜王小学校飲料水兼用耐震性貯水槽の緊急遮断弁更新工事が2,000万で載っているんですけども、この耐震性の貯水槽というのは、たしか令和6年度の当初で防災のほうでもどこかの小学校の耐震性貯水槽が載っているんですが、これは本来どちらが、水道のほうなのか、防災のほうで管理していくものなのか。

○委員長（内藤久歳君） 深澤係長。

○上水道施設係長（深澤勇也君） お答えいたします。

耐震性貯水槽については、水道の施設となっているんですけども、防災危機管理課のほうから負担金をもらって、その負担金をもらう中で水道のほうで工事をするというような仕組みになっております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） そうなったら、そうしますと、一般会計からの繰入金というかそういう形で入ってくるということでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 深澤係長。

○上水道施設係長（深澤勇也君） そのとおりでございます。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で所管以外の委員の質疑を終了いたします。

これより議案第54号について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、議案第54号を終了いたします。

続いて、議案第55号の令和6年度甲斐市簡易水道事業会計予算を議題といたします。

なお、説明及び質疑は、収入支出一括で行います。

それでは、審査に入ります。

当局の説明を求めます。

寺島課長。

○上下水道業務課長（寺島 信君） 引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、簡易水道事業会計の予算につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の177ページをお願いいたします。

議案第55号 令和6年度甲斐市簡易水道事業会計予算につきましてご説明をさせていただきます。

第2条、業務の予定量は、使用給水栓数が509栓、年間総給水量が10万2,077立米、1日平均給水量は280立米を見込んでおります。

当該地区の給水需要につきましては、減少傾向にございます。

建設改良事業といたしましては、配水管整備事業が544万5,000円、施設整備事業が2,958万4,000円を予定しております。

主要業務の内訳につきましては、別冊の公営企業会計予算説明書の41ページに掲載をし

ております。

第3条、収益的収入及び支出と第4条、資本的収入及び支出につきましては、後ほど別冊にてご説明を差し上げます。

次のページをお願いいたします。

第5条、企業債につきましては、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めたものでございます。

第6条、一時借入金につきましては、一時的な資金不足を補うための借入金として限度額を定めたものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用につきまして、第1款水道事業費用のうち第1項から第3項までの間、流用できる旨を定めております。

次のページをお願いいたします。

第8条では、職員給与費の流用は議会の議決が必要である旨を定めております。

第9条では、他会計からの補助金として、一般会計からの受ける額を定めております。

第10条では、量水器などの棚卸資産の購入限度額を定めております。

それでは、別冊の令和6年度公営企業会計予算説明書の24ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益につきましては、予算額1億106万3,000円で、内訳といたしましては、1項営業収益が1,441万7,000円、2項営業外収益が8,664万5,000円、3項特別利益が1,000円でございます。

右側の次のページをお願いいたします。

1款水道事業費用につきましては、予算額1億209万7,000円で、内訳といたしましては、1項営業費用が7,436万1,000円、2項営業外費用が298万4,000円、3項特別損失が25万2,000円、4項予備費が450万でございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び収支でございます。

まず収入であります。1款資本的収入につきましては、予算額4,823万5,000円で、内訳といたしましては、1項企業債が2,940万円、3項負担金が544万5,000円、7項補助金が1,330万2,000円、8項加入金が8万8,000円でございます。

続きまして、支出でございます。

1款資本的支出につきましては、予算額が7,818万円で、内訳といたしましては、1項建

設改良費が3,502万9,000円、2項企業債償還金が4,315万1,000円でございます。

27ページは、令和6年度の予定キャッシュ・フロー計算書で、当年度の事業における資金収支の状況を活動に区分し、示しております。

一番下の資金期末残高が令和6年度末に想定されます簡易水道事業としての保有する予定の現金1,826万1,071円でございます。

次の28ページから31ページまでは、職員の給与費に関する内容となっております。

次に、32、33ページは、令和6年度予定貸借対照表でございます。事業の資産、負債、資本など保有する全ての財産を総括的に示すものでございます。

次に、34ページの令和5年度予定損益計算書と、36、37ページの令和5年度予定貸借対照表は令和5年度の決算見込みによるもので、これを基に令和6年度の財務諸表の作成をしております。

また、38、39ページは中期、40ページは令和6年度の予算構成をグラフで表したものでございます。ご確認をお願いいたします。

続きまして、支出の詳細につきましてご説明をさせていただきます。

別冊の予算参考資料ナンバー9の13ページをお願いいたします。

1款水道事業費用、1項営業費用、ナンバー01原水及び浄水費につきましては、予算額1,760万6,000円で、財源内訳のその他は一般会計繰入金で、残りは全て一般財源でございます。主な内容につきましては、清川浄水場保守点検業務委託や施設に係ります電気料、水質検査業務委託など経費でございます。

次に、ナンバー02配水及び給水費につきましては、予算額904万2,000円で、財源内訳のその他は一般会計繰入金でございます。主な内容といたしましては、簡易水道施設の警備・維持管理・保守点検業務委託や漏水等不良箇所の修繕等を行う経費となっております。

次に、ナンバー03受託工事費につきましては、予算額1,000円で、財源のその他は受託工事収益でございます。内容につきましては、受託工事等でございます。

14ページをお願いいたします。

ナンバー04業務及び総係費につきましては、予算額910万5,000円で、財源内訳のその他は一般会計繰入金でございます。主な内容につきましては、職員1名分の人件費や検針業務委託、また企業会計システムに関わります経費などでございます。

ナンバー05減価償却費につきましては、予算額5,859万円で、財源は全て一般財源でございます。主な内容につきましては、有形固定資産減価償却費であります。現金の支出を伴わ

ない帳簿上の予算となっております。

次に、ナンバー06資産減耗費につきましては、予算額1万6,000円で、財源は一般財源でございます。主な内容につきましては、配水管等資産の除却費で、同じく帳簿上の予算となっております。

次に、ナンバー07その他営業費用につきましては、予算額1,000円で、財源は一般財源であります。主な内容につきましては、雑支出に関わります経費でございます。

15ページをお願いいたします。

2項営業外費用、ナンバー01支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、予算額222万4,000円で、財源のその他は一般会計繰入金でございます。主な内容につきましては、償還利子の支払い分であります。

次に、ナンバー05消費税及び地方消費税につきましては、予算額76万円で、財源のその他は一般会計繰入金でございます。主な内容につきましては、料金収入等の消費税及び地方消費税納付分でございます。

続きまして、3項特別損失、ナンバー04過年度損益修正損につきましては、予算額25万1,000円で、財源のその他は一般会計繰入金であります。主な内容につきましては、過年度分の還付金などに対応するものでございます。

次に、ナンバー05その他特別損失につきましては、予算額1,000円で、財源のその他は一般会計繰入金でございます。

続きまして、4項予備費、ナンバー01予備費につきましては、予算額450万円で、財源のその他は一般会計繰入金でございます。

16ページをお願いいたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、ナンバー02改良工事費につきましては、予算額544万5,000円で、財源のその他は一般会計繰入金でございます。主な内容につきましては、新長潭橋配水管添架工事に伴います河川協議委託費と、茅ヶ岳東部地区広域農道にあります改良工事に伴います配水管布設替え工事の設計業務委託費でございます。

ナンバー03量水器費につきましては、予算額5,000円で、財源は一般財源であります。主な内容につきましては、量水器2台分の新規出庫の予定をしております。

ナンバー04固定資産購入費につきましては、予算額2,957万9,000円で、財源内訳といたしましては、企業債が簡易水道事業債で、その他一般会計繰入金等であります。残りは一般財源であります。主な内容につきましては、施設の加圧ポンプなどの機電設備の更新工事等

でございます。

17ページをお願いいたします。

2項ナンバー01企業債償還金につきましては、予算額4,315万1,000円で、財源のその他は一般会計繰入金でございます。主な内容につきましては、償還元金の支払い分でございます。

次に、棚卸資産購入限度額につきましては、予算額6,000円で、財源は全て一般財源でございます。主な内容といたしまして、量水器の購入分でございます。

以上で、簡易水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、所管の委員の質疑を終了いたします。

続きまして、所管以外の委員の質疑を行います。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 教えてください。

これ対象世帯は何戸くらいだったのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 藤井係長。

○上水道総務係長（藤井亮一君） お答えします。

戸数につきましては、500世帯ほどであります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 直接ではないですが、16ページに新長潭橋の配水管とありますけれども、今、長潭橋はもうどこまで工事が進んでいるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 中澤課長。

○上下水道工務課長（中澤一昭君） お答えします。

長潭橋の架け替え工事でございますが、山梨県の中北建設事務所のほうの事業主体でやっております。あくまでも私ども工務課は、そこに添架される、渡って菅原のほうへ向かって

いる管がありますんで、その添架する辺りの河川協議という内容ですけれども、申し訳ありません、工事自体は前言ったように、ちょっと私も確認してはおりませんので、私が見た限りですと、今、左岸の下部工がたしか施工中であるという記憶しております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

清水委員。

○委員（清水和弘君） 13ページの02、ここの施設警備の施設件数はどのぐらいでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 深澤係長。

○上水道施設係長（深澤勇也君） お答えいたします。

施設警備につきましては、簡易水道施設13か所に設置されております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で所管以外の質疑を終了いたします。

これより議案第55号について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、議案第55号を終了いたします。

続いて、議案第56号 令和6年度甲斐市下水道事業会計予算を議題といたします。

なお、説明及び質疑は、収入支出一括で行います。

それでは、審査に入ります。

当局の説明を求めます。

寺島上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（寺島 信君） 引き続き、よろしく願いいたします。

続きまして、下水道事業会計の予算につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の181ページをお願いいたします。

議案第56号 令和6年度甲斐市下水道事業会計予算につきましてご説明をさせていただきます。

第2条、業務予定量につきましては、接続戸数が2万5,900戸、年間総処理水量が561万3,000立米、1日平均処理水量が1万5,300立米を見込んでおります。建設改良事業では、社会資本整備総合交付金事業が4億7,550万円、公共下水道事業は2,725万1,000円を予定しております。なお、主要業務の内訳につきましては、別冊公営企業会計予算説明書の63ページに記載をしてございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出と、第4条、資本的収入及び支出につきましては、後ほど別冊にて説明をさせていただきます。

次のページ、182ページをお願いいたします。

第5条、債務負担行為につきましては、排水設備等改造資金融資あっせんに関わります利用者への利子補給と公共下水道雨水全体計画策定業務委託で、その期間と限度額を定めたものでございます。

次に、第6条、企業債につきましては、流域下水道整備事業及び公共下水道整備事業の起債の限度額、起債の方法、利率及び償還方法などを定めたものでございます。

第7条、一時借入金につきましては、一時的な資金不足を補うための借入金として限度額を定めたものでございます。

次に、第8条では、予定支出の各項の経費の金額の流用につきまして、（1）第1款下水道事業費用のうち、第1項から第3項までの間、流用できる旨を定めたものでございます。

第9条では、職員給与費の流用は議会の議決が必要である旨を定めております。

第10条では、他会計からの補助金といたしまして、一般会計から受ける額を定めております。

それでは、別冊の令和6年度公営企業会計予算説明書の44ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入及び収支でございます。

まず初めに、収入であります。

1 款下水道事業収益につきましては、予算額17億7,367万6,000円で、内訳といたしましては、1 項営業収益が7億28万4,000円、2 項営業外収益が10億7,339万1,000円、3 項特別利益が1,000円でございます。

右側の次のページは、支出でございます。

1 款下水道事業費用につきましては、予算額17億7,717万4,000円で、内訳につきましては、1 項営業費用が15億9,642万6,000円、2 項営業外費用が1億7,883万8,000円、3 項特別損失が91万円、4 項予備費が100万円でございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収支及び支出でございます。

まず、収入でございますが、1 款資本的収入につきましては、予算額9億7,139万6,000円で、内訳といたしましては、1 項企業債が5億1,060万円、4 項負担金が4,401万円、5 項国庫補助金が1億1,250万円、7 項補助金が3億428万6,000円でございます。

続きまして、支出でございます。

1 款資本的支出につきましては、予算額15億2,424万5,000円で、内訳といたしましては、1 項建設改良費が6億2,318万円、2 項企業債償還金が9億106万5,000円でございます。

47ページをお願いいたします。

令和6年度の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。この指標につきましては、当年度の事業における収支の状況を活動に区分して示したものでございます。一番下の資金期末残高につきましては、令和6年度末に下水道事業として保有する予定の現金で2億3,697万6,026円となります。

48ページから51ページは、職員の給与費に関する内容となっております。

52ページは、債務負担行為に関する調書であります。排水設備等改造資金融資あっせんに関わります利子補給が4件、公共下水道雨水全体計画策定業務委託に関するものといたしまして、限度額と期間を示しております。

54、55ページは、令和6年度予定貸借対照表で、事業の資産、負債、資本などの保有する全ての財産を総括的に示したものでございます。

56ページの令和5年度予定損益計算書と、58、59ページの令和5年度予定貸借対照表につきましては、令和5年度の決算見込みによるものであり、これを基に令和6年度の財務諸表を作成しております。

また、60、61ページは中期、62ページは予算構成をグラフで表したものでございます。

後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、支出の詳細につきましてご説明をさせていただきます。

別冊の予算参考資料ナンバー9の18ページをお願いいたします。

1款下水道事業費用、1項営業費用、ナンバー01管渠費につきましては、予算額5,413万円で、財源内訳の国・県支出金は社会資本整備総合交付金で、その他は一般会計繰入金、残りは全て一般財源でございます。主な内容といたしましては、職員1名分の人件費、下水道台帳システムの保守、マンホールポンプの維持管理費、ポンプ交換工事費、管渠及び公共ますの維持管理費などでございます。

次に、ナンバー02受託工事費につきましては、予算額200万1,000円で、財源内訳のその他は受託工事収益でございます。主な内容といたしましては、道路工事に伴いますマンホールの高さ調整の工事費などでございます。

次に、ナンバー03業務及び総係費につきましては、予算額2億81万6,000円で、財源内訳の国・県支出金につきましては、社会資本整備総合交付金でございます。その他一般会計繰入金で、残りは全て一般財源でございます。主な内容といたしましては、職員及び会計年度任用職員の人件費、下水道使用料徴収業務委託、公共下水道事業計画変更認可協議図書の作成業務委託や公共下水道雨水全体計画策定業務委託などとなっております。

次に、ナンバー04流域下水道維持管理費につきましては、予算額4億9,535万7,000円で、財源内訳につきましては、全て一般財源でございます。主な内容といたしましては、釜無川流域下水道維持管理費に関する負担金でございます。

次に、ナンバー05減価償却費につきましては、予算額8億4,412万円で、財源は全て一般財源でございます。主な内容といたしましては、有形・無形固定資産の減価償却費であり、現金の支出の伴わない帳簿上の予算となっております。

次に、ナンバー06資産減耗費につきましては、予算額1,000円で、財源は一般財源でございます。主な内容といたしましては、固定資産等の除却費であります。前項と同じく帳簿上の予算となっております。

次に、07その他営業費用につきましては、予算額1,000円で、財源は一般財源でございます。主な内容といたしましては、雑支出に関わります経費であります。

次、20ページをお願いいたします。

2項営業外費用、ナンバー01支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、予算額1億5,583万7,000円で、財源内訳のその他は一般会計繰入金で、残りは全て一般財源ござい

ます。主な内容としたしましては、下水道事業債、償還利子等の支払い分でございます。

次に、ナンバー03雑支出につきましては、予算額、存置の1,000円でございます。

次に、ナンバー05消費税及び地方消費税につきましては、予算額2,300万円で、財源は全て一般財源でございます。主な内容としたしましては、使用料収入等の消費税及び地方消費税を納入するためのものがございます。

続きまして、3項特別損失、ナンバー04過年度損失修正損につきましては、予算額91万円で、財源は全て一般財源でございます。これにつきましては、過年度分の還付金などに対応するものがございます。

次に、4項予備費、ナンバー01予備費につきましては、予算額100万円で、財源は一般財源でございます。

21ページをお願いいたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、ナンバー01建設工事費につきましては、予算額5億1,012万1,000円で、財源内訳の国・県支出金につきましては、社会資本整備総合交付金でございます。企業債につきましては公共下水道事業債で、その他は一般会計繰入金及び工事負担金で、残りは全て一般財源でございます。主な内容としたしましては、職員1名分の人件費、下水道整備に伴います実施設計業務委託や、工事関係では管渠布設工事、県道田富町敷島線整備に伴います工事や公共汚水ます設置工事等でございます。

次に、ナンバー03流域下水道建設負担金につきましては、予算額1億1,305万9,000円で、財源内訳の企業債につきましては、流域下水道事業債で、その他は一般会計繰入金となっております。主な内容としたしましては、釜無川流域下水道の建設に関わります負担金でございます。

続きまして、2項ナンバー01企業債償還金につきましては、予算額9億106万5,000円で、財源内訳の企業債は公共下水道事業債で、その他は一般会計繰入金で、残りは全て一般財源となっております。主な内容としたしましては、下水道事業債の償還元金の支払い分でございます。

以上で、下水道事業会計予算につきましての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） 公営企業の予算説明書で説明があったように、44ページです。今年4月からの下水道料金の引上げがありますよね。それによって、この営業収益が大分増えたということでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 松井係長。

○下水道総務係長（松井 崇君） お答えいたします。

令和6年4月1日から下水道使用料のほうを改定させていただきますが、それに伴いまして、下水道使用料のほうの増収を1億3,000万見込んでおりますので、その分収益が増となっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） 続いて47ページですが、キャッシュ・フロー計算書で期末残高が現金がやはり大幅に残っています、去年に比べると。それもそんな関係でしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 松井係長。

○下水道総務係長（松井 崇君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○委員長（内藤久歳君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） 今年値上げをして、また10年に値上げをする予定でございますよね、下水道。

○委員長（内藤久歳君） 松井係長。

○下水道総務係長（松井 崇君） お答えいたします。

令和6年度値上げというか使用料の改定をさせていただきますして、次回は令和10年度を予定させていただいておりますが、まだその時点の経済状況ですとか物価の上昇なんかを検討しまして、その辺を審議会などでも検討して、料金改定が必要かどうか検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） 今回、三十何%の値上げだと思ったんですが、これで大分下水道のほうは楽になるんでしょうかね。最後の質問なんで、部長のほうにお答えをしていただきたい

と思います。

○委員長（内藤久歳君） 梅原部長。

○公営企業部長（梅原 剛君） いろいろ心配していただいてありがとうございます。

基本的に、計画に基づきまして、下水の審議会の委員さん等にかけていただきました。その内容の中で、今回の改正の平均約30%の使用料の改定をさせていただければ、当面の間という形の中で、10年またおいといて、どうにか仕事のほうができるのかなというような状況でございますので、そんな形でご理解いただければと思います。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかに所管ございますか。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 18ページの03番ですけれども、予算参考資料です。先ほどの今言ったように使用料のアップとかは、ここの03番の中に概要でうたってあるように、公共下水道事業審理委員の皆さんも話し合っただけで決めたと思うんですよね、これ、審議員。そうすると、これ任期とか、何人ぐらいいるとか、そういう内容をちょっとお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 松井係長。

○下水道総務係長（松井 崇君） お答えいたします。

公共下水道事業審議会の委員さんにつきましては、12名いらっしゃいます。任期につきましては、2年となっております。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） この10名で審議員の下水道のアップも賛成ということですね、これは。

○委員長（内藤久歳君） 松井係長。

○下水道総務係長（松井 崇君） お答えいたします。

令和4年度に下水道使用料の改定につきまして、審議会のほうに市長の名前で諮問させていただきまして、審議会の中で4回検討を重ねてまいりまして、その中で使用料の改定はやむを得ないということで答申をいただいているところでございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか、所管。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 1点確認をお願いします。

予算説明書の46ページの資本的収入のところ、企業債が5億1,000盛ってあって、支出のほうに企業債の償還金として9億ちょっとということになると、単純に残高が4億ほど返した、減ったというふうに考えていいということですか。ちょっと見方がよく分からなくて、すみません。

○委員長（内藤久歳君） 松井係長。

○下水道総務係長（松井 崇君） お答えいたします。

借入額につきましては、ご指摘のとおり5億1,000で、償還金額のほうは9億になります。償還額のほうが多いですので、差引きしてその分の金額は企業債の残高から減る形になります。

○委員長（内藤久歳君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） すみません、その残高みたいなのはこの表をどんなふうに見れば分かりやすいですか。予算なんで、決算と違うんでちょっとあれなのかもしれないですけども。

○委員長（内藤久歳君） もし分かったら、今、償還残高。

松井係長。

○下水道総務係長（松井 崇君） お答えいたします。

下水道事業会計の予算説明書、もしあれでしたら55ページをご覧くださいますと貸借対照表がございまして、負債の部のところに3の固定負債と4の流動負債、こちらの合計が企業債の合計とありまして、例えばこの55ページでいきますと、これが令和6年度末の企業債の残高の予定となります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 総額で幾らになるの、総額で。

松井係長。

○下水道総務係長（松井 崇君） お答えいたします。

企業債の残高につきましては、約10億、ごめんなさい、102億7,500万円でございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか、長谷部委員。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 松井係長。

○下水道総務係長（松井 崇君） 大変失礼いたしました。

数字は55ページ、貸借対照表の固定負債の合計のその数字約90億と、少し下っていた
だきまして、流動負債の中にやはり企業債の合計がございまして、それが8億6,000万円ほ
どございます。この2つの数字を足したものが、すみません、足して今の数字になります。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ほかに所管はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、所管の質疑を終了いたします。

続きまして、所管以外の質疑を行います。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 最初2万5,900戸が加入しているというような話でしたけれども、最
終的には何戸ぐらいを想定しているんですか。

○委員長（内藤久歳君） 松井係長。

○下水道総務係長（松井 崇君） お答えいたします。

すみません、今ちょっと手持ちの資料がございませんので、お答えができません、すみま
せん。

○委員長（内藤久歳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時33分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

寺島課長。

○上下水道業務課長（寺島 信君） お答えいたします。

先ほど松井委員さんのほうからご質問がありました接続戸数が、今現在で2万5,900戸と

ということですが、将来的には認可とってそのエリアで下水道事業を進めておりますので、この先のその戸数についてはちょっと未定になりますけれども、それでご理解をお願いいたします。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかに。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） お疲れさまです。

ちょっと確認です。21ページになります。

確認ですけれども、01建設工事費の中の今年度、来年度、管渠布設替え工事16路線ですけれども、これの地区別でいいからちょっと教えてほしいです。

○委員長（内藤久歳君） 櫻田係長。

○下水道施設係長（櫻田隆樹君） お答えいたします。

地区別の16工区の内訳になりますけれども、竜王地区10工区、敷島地区1工区、双葉地区5工区、合わせて16路線の施工を考えております。

○委員長（内藤久歳君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） これで分かりました。

大体、例年のようではなくて、少しばらまきもあるんですけども、総延長数というのは大体大枠分かりますか。金額を見れば分かると思うんですけども。

○委員長（内藤久歳君） 櫻田係長。

○下水道施設係長（櫻田隆樹君） お答えいたします。

総延長になりますけれども、竜王地区1,800メートル、敷島地区300メートル、双葉地区900メートル。よろしく申し上げます。

○委員長（内藤久歳君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） じゃ、ちょっとその下のもう一つお願いします。

田敷線の関連工事なんですけれども、この田敷線の関連工事というのは、今やっているちようど20号のところですかね。そこのところちょっと場所を確認したいです。お願いします。

○委員長（内藤久歳君） 櫻田係長。

○下水道施設係長（櫻田隆樹君） お答えいたします。

20号の付近のところを含めまして、玉幡小学校付近までの田敷線の現在作業を行っている区間、この区間の中における下水道の関連工事が入っております。

以上になります。

○委員長（内藤久歳君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） じゃ、バイパスのところからということですか。そこから玉幡小学校までの間ということですか。

○委員長（内藤久歳君） 中澤課長。

○上下水道工務課長（中澤一昭君） お答えします。

田富町敷島線の県が施工している工事の関連で、接続できる水道管を接続していきますんで、1つの線というわけではございません。箇所箇所に分かれて、1つの線として整備でなくて、その一部エリアに接続していくというような形で、それが山縣神社の交差点付近から玉幡小学校の間、そこを各ぶつ切りという言い方はおかしいんですけども、そういった形で計画しております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

〔「はい、分かりました、よろしいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

金丸副委員長。

○委員（金丸幸司君） 1点だけお願いします。

19ページの03の業務費の中の公共下水道雨水全体計画策定業務というのは、これは今年度はなかったですけども、新たに来年度からこれどういった内容かちょっと教えていただけますか。

○委員長（内藤久歳君） 中澤課長。

○上下水道工務課長（中澤一昭君） お答えします。

定例会の一般質問にも過去何度かご質問いただいておりますが、近年、委員の皆さんもご承知のとおり、集中豪雨による道路冠水、また内水浸水などが頻繁して、一部地域においては溢水が重要な課題とされております。これまでも建設課によりまして水路の新設、また断面拡幅工事など実施してきたわけですけども、雨水対策を施してきましたが、一部地域ではやはり地形的な要因もありまして、いまだ浸水被害の解消が困難な状況であります。

昨年11月に、県治水課下水道室とこの雨水事業に関わる打合せを行ったところ、本市の現行の公共下水道全体計画というのがございますが、こちらは汚水事業のみの計画で、雨水

事業を計画には位置づけておりません。そこで、本市の内水浸水の抜本的な解消に向け、下水道法に基づく雨水対策を実施するには、現行の甲斐市公共下水道全体計画に新たに雨水事業を加えた全体計画を策定する必要があるというご意見いただきました。したがって、本市の内水浸水を可能な限り防ぎ、減らすための対策を講じ、事業を推進するために、雨水事業を加えた公共下水道全体計画を策定する業務委託であります。

主な業務内容ですが、計画区域の降雨時の流量、また水路などの能力調査を行い、浸水想定区域図というのをこの全体計画で作成します。その後、降雨時に浸水する要因を分析いたしまして、対策方針の検討を行っていく業務委託であります。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） 金丸副委員長。

○委員（金丸幸司君） 分かりました。

前回、私も雨水の、近年都市化が進んでいくまで当然こういうのがあるということで、基本的にはもう下水道には雨水流さないというのが本来なんだけれども、今回はこういった一部地域を限定して調査して、今後そういう対応をしていくというふうに考えて、そういうことでよろしいですか、一部を見ていくと。

○委員長（内藤久歳君） 寺島課長。

○上下水道業務課長（寺島 信君） お答えいたします。

下水道事業は、汚水排水と雨水排水と2種類あります。今、甲斐市で実施されているのは汚水の排水です。先ほど中澤課長のほうから説明があったとおりの雨水の今度豪雨とか雨水の関係に対応できるような排水管路をやるのに当たって、全体計画がないと補助金の対象にならないというのが本当の理由でございます。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 21ページの流域下水道建設負担金というのが1億1,300万、この流域下水道は大分前にできたような気がするんですけども、まだまだ負担金が続いていくんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 松井係長。

○下水道総務係長（松井 崇君） お答えいたします。

富士川町にあります釜無川浄化センター、もう平成の初め頃に稼働しておりますが、こちらのほう施設の老朽化に伴いまして、毎年更新が必要な施設がございますので、こちら更新が必要な施設につきまして、各市町村のほうで負担金のほう、また今年、また今後も負担をしていく形になろうかと思えます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） それの財源、企業債で9,500万でやっているんですけども、企業債にするとまた利子がついてきますよね。それでいけば何か収益的支出で一般会計から支出するとかそういうのはできないんですか。

○委員長（内藤久歳君） 寺島課長。

○上下水道業務課長（寺島 信君） お答えいたします。

下水道事業は、ある意味、企業会計になっているということも含めまして受益者がいます。下水道の関係ないエリアがありますので、そちらのほうから繰入金を入れるというのは不公平に当たるということで、その部分は全体計画の中での繰入金は頂きますけれども、そういった部分での繰入金は、今控えているような状態でございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） ちょっと意見だけですけれども、受益者といってもこれだけたくさんもう接続しているということですよ、2万5,900。そういうのでいけば一般会計から出すほうが妥当じゃないかなというふうに思っているんですけども、別に金銭的には利益得ていないわけですよ。自分でつないで、あるいは下水道料金を払ってやって、それが安くなっているかどうかというところちょっと疑問なところがあるものですから、これは意見ですので、返答は結構です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員外委員の質疑を終了いたします。

これより議案第56号について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、議案第56号を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時49分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開いたします。

続いて、議案第57号 令和6年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計予算を議題といたします。

なお、説明及び質疑は、収入支出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

当局の説明を求めます。

中澤上下水道工務課長。

○上下水道工務課長（中澤一昭君） よろしくお願ひいたします。

続きまして、戸別合併処理浄化槽事業会計予算であります。本年まで環境課所管の特別会計でありましたが、令和6年度から公営企業会計へ移行となることから公営企業部にてご説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

議案書の185ページをお願ひいたします。

議案第57号 令和6年度甲斐市合併処理浄化槽事業会計予算について説明させていただきます。

第2条からであります。

業務の予定量ですが、浄化槽設置基数は253基、年間総処理水量は5万820立米、1日の平均処理水量は139立米を見込んでおります。

建設改良事業といたしまして、合併浄化槽事業313万6,000円を予定しております。なお、主要業務の内訳につきましては、別冊公営企業会計予算説明書の77ページに記載しております。

第3条、収益的収入及び支出と第4条、資本的収入及び支出につきましては、後ほど別冊にて説明させていただきます。

次に、186ページをお願いいたします。

第4条の2、特例的収入及び支出ですが、該当事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額はそれぞれ188万5,000円及び1,626万2,000円であります。

第5条、企業債につきましては、企業債についての目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めるものであります。

第6条、一時借入金につきましては、一時的な資金不足を補うための借入金として限度額を定めるものであります。

次のページ、187ページです。

第7条は、予算支出の各項の経費の金額の流用について、(1)第1款戸別合併処理浄化槽事業費のうち、第1項から3項の間で流用できる旨を定めております。

第8条では、職員給与費の流用は、議会の議決が必要である旨を定めております。

第9条では、他会計からの補助金といたしまして、一般会計から受ける額を定めております。

それでは、別冊の令和6年度公営企業会計予算説明書をお願いいたします。

66ページをお開きください。

初めに、収益的収入及び支出の収入であります。1款戸別合併処理浄化槽事業収益につきましては、予算額2,830万4,000円で、内訳といたしましては、1項営業収益が569万6,000円、2項営業外収益が2,260万8,000円であります。

右側、次のページをお願いいたします。

1款戸別合併処理浄化槽事業費用につきましては、予算額2,830万4,000円で、内訳といたしまして、1項営業費用が2,668万1,000円、2項営業外費用が103万8,000円、3項特別損失が28万5,000円、4項予備費が30万円あります。

次のページ、68ページをお願いします。

次に、資本的収入及び支出、収入であります。

1款資本的収入につきましては、予算額229万1,000円で、内容といたしましては、1項

企業債が110万円、4項負担金が49万6,000円、5項国庫補助金が69万5,000円であります。

次に、支出であります。

1款資本的支出につきましては、予算額619万4,000円で、内訳といたしましては、1項建設改良費が314万2,000円、2項企業債償還金が305万2,000円であります。

69ページは、令和6年度の予定キャッシュ・フロー計算表で、当年度の事業における資金収支の状況の活動を区分し、示してあります。一番下の資金期末残高が令和6年度に戸別合併処理浄化槽事業として保有する予定の現金で、298万4,426円であります。

次に、70ページ、71ページは、令和6年度予定貸借対照表で、事業の資産、負債、資本など保有する全ての財産を総括的に示すものであります。

72、73ページの令和6年度の予定開始貸借対照表は、令和6年4月1日現在を見込んだものであります。

また、74、75ページは中期、76ページは令和6年度の予算構成をグラフで示したものですので、ご確認をお願いいたします。

それでは、収支の詳細につきましてご説明させていただきます。

別冊の予算参考資料ナンバー9の22ページをお願いいたします。

初めに、収益的支出であります。

1款戸別合併処理浄化槽事業費用、1項営業費用、ナンバー03業務及び総係費につきましては、予算額432万8,000円で、財源内訳のその他財源は一般会計繰入金で、残りは一般財源であります。事業の概要ですが、会計年度任用職員1名分の人件費、企業会計システム保守委託料等、また、水洗トイレ改造助成金といたしまして、1件7万で2件分を見込むものであります。

次に、ナンバー05減価償却費につきましては、予算額1,002万3,000円で、財源内訳のその他財源は一般会計繰入金で、残りは一般財源であります。内容ですが、有形固定資産・無形固定資産の減価償却費であります。

次に、ナンバー06資産減耗費につきましては、予算額1,000円で、財源内訳は一般財源であります。内容ですが、固定資産等除却費であります。

次に、ナンバー07その他営業費用につきましては、予算額1,000円で、財源内訳は一般財源であります。内容ですが、雑支出であります。

次に、ナンバー08処理場費につきましては、予算額1,232万8,000円で、財源内訳のその他財源は一般会計繰入金で、残りは一般財源であります。事業の概要ですが、浄化槽の保守

点検料、清掃料、修繕料等であります。

23ページとなります。

2項営業外費用、ナンバー01支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、予算額103万7,000円で、財源内訳のその他財源は一般会計繰入金であります。内容につきましては、合併浄化槽事業債償還利子であります。

次に、ナンバー03雑支出につきましては、予算額1,000円で、財源内訳は一般財源であります。

続きまして、3項特別損失、ナンバー04過年度損益修正損につきましては、予算額1万円、財源内訳は一般財源であります。内容につきましては、過年度分の還付金などに対応するものであります。

次に、ナンバー05その他特別損失につきましては、予算額27万5,000円で、財源内訳のその他財源は一般会計繰入金であります。内容につきましては、賞与引当金等の不足額に対応するためのものであります。

続きまして、4項予備費、ナンバー01予備費につきましては、予算額30万、財源内訳は一般財源であります。

24ページをお願いいたします。

次に、資本的支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、ナンバー01建設工事費につきましては、予算額314万2,000円で、財源内訳の国・県支出金は、循環型社会形成推進交付金で、企業債は合併浄化槽事業債で、残りは一般財源であります。事業の概要であります。浄化槽設置に伴う実施設計委託料と工事費2基分などを計上しております。

続きまして、2項企業債償還金、ナンバー01企業債償還金につきましては、予算額305万2,000円で、財源内訳は全額一般財源であります。内容といたしまして、合併浄化槽事業債償還元金であります。

以上が、甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計当初予算の概要説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 1点だけ教えてください。

22ページの08処理場費というところで、ここに保守点検料と法定検査手数料とこれ2つ項目があるんですね。この違いと内容をちょっとお願いしたいんですけども。

○委員長（内藤久歳君） 根津係長。

○環境保全係長（根津秀樹君） お答えいたします。

保守点検料は、機器や消毒薬の点検、補充、調整を行って浄化槽の状態を保つために行う点検であります。年3回以上になります、実施です。

あと、法定点検手数料については、7条検査と11条検査がありまして、7条検査は設置後3か月から5か月の間に浄化槽が機能を発揮しているか確認する検査になります。11条は、毎年浄化槽が正常に機能しているか確認する検査になります。

以上になります。

○委員長（内藤久歳君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） じゃ、業者委託をもちろんしているということですよ。

○委員長（内藤久歳君） 根津係長。

○環境保全係長（根津秀樹君） お答えします。

そのとおりであります。

〔「細かいですけども、業者委託、どんなところがやっているかちょっと教えてください。どこでやっていますかね、これ。分かりませんか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 樋口委員、挙手をして、委員長と、こうしてください。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） もし分かれば、委託先とかが分かれば教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 根津係長。

○環境保全係長（根津秀樹君） 法定点検ですが、去年は7条、11条の法定点検は山梨県浄化槽協会になります。

〔「山梨県」と呼ぶ者あり〕

○環境保全係長（根津秀樹君） はい、浄化槽協会です。

保守点検については、昨年度はクリーン環境センターさんです。

以上になります。

○委員長（内藤久歳君） ほかに所管ございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） この合併浄化槽が公営企業会計ということで、上下水道工務課のほうから先ほど当初予算の説明があつて、今の質問の答えは環境課の以前の方たちのほうからあつたりとかして、その辺のすみ分け、どんな感じなのかがちょっと、私はそっくり公営企業部にいくのかなと思っていたら、今答えがこちらから来たので、その辺どんな感じなのかなと思ってお聞きをしたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 梅原部長。

○公営企業部長（梅原 剛君） 今年度につきましては、事業自体は今年度は環境課さんのほうでやっていただいておりますので、詳しい内容等はお答えをさせていただくと。6年度から公営企業会計という形で公営企業部のほうになりますので、予算の説明はさせていただいてというところがございます。ご理解をお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） そうすると、環境課の皆さんがここに同席するというのは、今回が最後だというふうに理解してよろしいということですか。

○委員長（内藤久歳君） 梅原部長。

○公営企業部長（梅原 剛君） そのとおりでございます。

○委員長（内藤久歳君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） あと、もうちょっとどうでもいい話になるかもしれないですけども、名前に戸別という、合併処理浄化槽の前に戸別とわざわざこの特別会計につけたのは何か意味があつてのことなんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 望月環境課長。

○環境課長（望月新路君） もともと条例等のほうで戸別合併処理浄化槽というような形の中で作成されております。特別会計のほうにつきましては合併浄化槽というような形でさせてありますので、今回条例と合わせるという形の中で、名前がちょっと長くなってしまいましたけれども合わせさせていただきました。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかに所管ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、所管の質疑を終了いたします。

続きまして、所管以外の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ないようですので、所管以外の質疑を終了いたします。

これより議案第57号について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、議案第57号を終了いたします。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員各位におかれましては、5日間にわたる慎重審査、誠にご苦労さまでした。

○委員長（内藤久歳君） 以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時08分